

永平寺キャンパス 本部棟 外壁改修工事

図 面 リ ス ト

図 面 番 号	図 面 名 称
A-0	図面リスト
A-1	特記仕様書①
A-2	特記仕様書②
A-3	特記仕様書③
A-4	特記仕様書④
A-5	特記仕様書⑤
A-6	特記仕様書⑥
A-7	敷地図
A-8	求積図
A-9	1階平面図・2階平面図
A-10	3階平面図・PH平面図・屋根伏図
A-11	南立面図・北立面図・入口鉄骨(格子状)立面図
A-12	西立面図・東立面図・回廊(スロープ棟)立面図
A-13	天井伏図
A-14	参考図 矩計図①
A-15	参考図 矩計図②
A-16	参考図 矩計図③
A-17	参考図 平面詳細図①
A-18	参考図 平面詳細図②
A-19	参考図 平面詳細図③
A-20	参考図 建具配置図
A-21	参考図 建具リスト①
A-22	参考図 建具リスト②
A-23	参考図 建具リスト③
A-24	参考図 建具リスト④

1.	工事名	永平寺キャンプバストイレ棟 燃費改修工程																				
2.	工事場所	吉田町永平寺町松良路定番4-1-1																				
3.	敷地面積																					
4.	地域・地区の指定																					
5.	建物概要																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>係名称</th> <th>構造・階数</th> <th>延べ面積 (㎡)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿舎県立大学水都楼 回廊（スロープ橋）</td> <td>石造 3階建</td> <td>189.23㎡ 125.61㎡</td> <td></td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	係名称	構造・階数	延べ面積 (㎡)	備考	宿舎県立大学水都楼 回廊（スロープ橋）	石造 3階建	189.23㎡ 125.61㎡														
係名称	構造・階数	延べ面積 (㎡)	備考																			
宿舎県立大学水都楼 回廊（スロープ橋）	石造 3階建	189.23㎡ 125.61㎡																				
6.	積雪量等	最深積雪量 (mm) $\frac{Cn \times 30}{H}$ / 風圧係数 (N/m ²) = () / m ² 基準風速 (m/s) $\sqrt{\frac{30}{Cn}}$: 3.2 気密性能係数等 (1) $\frac{1}{2}$: -3 (4)																				
7.	別注工事																					

2 建築工事仕様

1. 共通仕様

(1) 前面および仕様記載に記載されていない事項は、全て土木交通大臣官署官庁事務部の「公共建築施設工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年版）」（以下、「**改修標準仕様書**」という。）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁事務部の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年版）」（以下、「**標準仕様書**」という。）による。

(2) 電気配線工および機械設備工を本工事に含めるは、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」および「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」を適用する。

(3) 設計変更の対象事項および手続とならば工事一時中止に係る手続き等、「工事協賛契約におけるガイドライン（合版）」（国土交通省本部）による。

2. 特記仕様

(1) 項目は、○の付いたものを適用する。

(2) 特記事項○の付いたものを適用する。○が付いた場合は、※印の付いたものを適用する。

○※印の付いた場合は、共に適用する。

(3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目、当該項目または当該数を示す。

(4) 図印は、「建築公共工事購入推進方針」(以下「**ガイドライン**」という。)の重要品目とする。

(5) 図印は、「建築公共工事標準設計配度ガイドライン」の施工段階における環境配慮事項を示す。（対象工事は、施工計画書の提出が必要工事）

業	項 目	特 記 事 項
①	④適用基準等	※建築工事標準設計項目 ・建築物体積水準適合証明書 ・建築設備設計書及び異議照会 国土交通省大臣官署庁舎総務部監修（平成2年度） 国土交通省大臣官署庁舎総務部監修（平成24年度） 建設大臣官署庁舎総務部監修（平成10年度版）
②	電気配線技術者	-適用する- [1]、[2]
③	施工条件	下記以外に現場提供図書による。 工種中 ○鉄骨造等 ・図示（一、工事用車両の駐車場所） ・資材搬入箇所 ・建設発生廃棄物（一）
④	⑤再生した資源化等率 [有]	本工事は「国産資源利用サイクルガイドライン」の外装施設工程である。 [1]、[2] 工事着手時に再生資源利用計画書および再生資源利用促進設計書を、工事完了時に同じ内容の事実書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。 ・現場において再利用率をもつもの（ ） ・発注者に引渡しを要するもの（ ） ・特別指定品を含む資源化品（ ） ・発注者の分別処理及び資源化率 本工事は「建設施工中に係る資材の資源化等に関する法律」（平成12年5月31日 法案第18号）外装施設工程であり、分別処理等および特定建設物の資源化等について適切な取組を行ない、工期開始以後にやむを得ない事情により予定した条件により親合の場合は監督職員とすること。 分別解体、資源化した廃材のうち、資源化率が定めた年月日、資源化した土壌の名称および所在地、再資源化に要した費用を算出して監督職員に報告する。 再資源化率を算する施設 指定品以外の種類 再資源化等を算する施設の名称 所 在 地 コンクリート ・スラット・コンクリート ・建設発生木材 ・建設発生土（土工事に記載） ・指定品以外への搬出 ※横外搬出処分場
⑤	⑥建設機械 [有]	「排出ガス対策型建設機械指定事業者」（国土交通省）による排出ガス対策型建設機械の使用原則とする。また、「低炭素型・低振動型建設機械の指定に関する決定」（国土交通省）による低炭素型建設機械を使用するよう努める。 [1]、[4]～[6]
⑥	⑦建設材料等	本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所定の品質および性能を有するものとす。およびJISマーク表示のない材料およびその製造業者は、次の(1)から(7)の事項を満たすものとす。 ①品質および性能に関する試験データが整備されていること。 ②生産施設および品質の管理が適切に行われていること。 ③交差的な供給が可能であること。 ④法令等で定められた許可、認可、認定または許認可を取得していること。 ⑤製造または加工の実績があり、その実績が良好なこと。 ⑥販売、貸与等の管理体制が整えられていること。 なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質および性能を有することとなる資料、または当該資料が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承認を受けるものとす。ただし、あらかじめ監督職員の承認を受けた場合はこの限りでない。 また、會社等に商品名が記載された材料は、当該商品または同等品を使用するものとす。料を使用する場合も監督職員の承認を受けるとす。 原料の梱包および容積は、可能な限り限られておいて、再生利用の容易さおよび廃棄時の負担に配慮されていること。

	なお、「評価基準」によると、特記されたものについては、国土交通省大臣官署官庁建築部監修「建築材料・建設機械等品質検査事務事業建築材料評価委員会」（発注番号）および国土交通省建設センター、国土建設総合センター、建設技術評価センターで評価された材料とする。 工事材料や物品等の調達においては、毎年県内に定めた受発所を所有するものからの調達および県産品の活用に関する。なお、「県産品使用奨励金制度等作成要綱」（土木部建設部電話審議会審判）に基づき、工事現場に同梱書等を添付票に提出する。 「グリーン購入制」(廣田県)の「公共事業調達ガイド」に基づき、県産品を調達する。 工事現場に「グリーン購入」の取組を推進する等職員員に促す。 製材等、フローリング又は高木水質ボードを使用する場合は、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明書を監督職員員提出する。（平成16年3月24日土環第197号） 県内県外材認定制度の指定事業体の製品の活用に関する。 また、建設現場に工事に関する情報提供のため、現場事務所を設ける。表示板は、県内製材材と材料とする本製板等とし、工事等、発注者、受注者、選定先を明記する。																		
①環境への配慮	化学物質を放出させない材料 本工事に使用するために使用する建築材料等は、設計図面に規定する所要の品質および性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。 1) 合板、木質繊維フローリング、構造用合板、集成材、華板板材、W/F、パーティクルボード、その他の合板材、コリヤ板等、仕上げ材および壁紙はホルムアルデヒドを放出しない材料とする。 2) 保温材、断熱材、断熱材はホルムアルデヒドおよびアミンを放出しないが、放散が極めて少ないものとする。 3) 接着剤はアクリル樹脂・エポキシ樹脂およびアクリル樹脂・エポキシ樹脂を含有しない難燃性のものを採用し、ホルムアルデヒド、アミン、トルエン、キシレン、ニルベンゼン等を放出しないが、放散が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、ニルベンゼン等を放出しないが、放散が極めて少ないものとする。 5) 1)、2)および4)の建築材料等を使用して作られた窓簾、家具、家電台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放出しないが、放散が極めて少ないものとする。 また、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放出値」は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>規制対象外</th><th>該当する建築材料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) JIS及びJIS A5046等々規格品</td><td>1) 建築基準法施行令第15条の7第3項による国土交通大臣認定品</td></tr> <tr> <td>2) JIS表示のあるJIS規格品</td><td>2) 接着剤等不使用</td></tr> <tr> <td>a. 非ホルムアルデヒド系接着剤不使用</td><td>3) 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用</td></tr> <tr> <td>b. 接着剤等不使用</td><td>4) 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用</td></tr> <tr> <td>c. 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用</td><td>5) 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用</td></tr> <tr> <td>d. 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用</td><td></td></tr> <tr> <td>e. 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用</td><td></td></tr> <tr> <td>f. 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用</td><td></td></tr> </tbody> </table>	規制対象外	該当する建築材料	1) JIS及びJIS A5046等々規格品	1) 建築基準法施行令第15条の7第3項による国土交通大臣認定品	2) JIS表示のあるJIS規格品	2) 接着剤等不使用	a. 非ホルムアルデヒド系接着剤不使用	3) 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用	b. 接着剤等不使用	4) 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用	c. 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用	5) 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用	d. 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用		e. 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用		f. 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用	
規制対象外	該当する建築材料																		
1) JIS及びJIS A5046等々規格品	1) 建築基準法施行令第15条の7第3項による国土交通大臣認定品																		
2) JIS表示のあるJIS規格品	2) 接着剤等不使用																		
a. 非ホルムアルデヒド系接着剤不使用	3) 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用																		
b. 接着剤等不使用	4) 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用																		
c. 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用	5) 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用																		
d. 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用																			
e. 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用																			
f. 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放出しない塗料等使用																			
②耐震材料の工法	改修補修仕様書・標準仕様書に規定されている特別の工法については、材料製造上の指定する工法とする。また「耐震工法」として特記されたものについては、建設技術審議会協議会の委員による審査を要する。（一財）日本建築センター、建設技術評価センターで認定された工法とする。																		
③施工調査	施工計画調査 調査項目 調査項目 ① 調査項目 ② 調査項目 ③ 調査項目 ④ 調査項目 ⑤ 調査項目 ⑥ 調査項目 ⑦ 調査項目 ⑧ 調査項目 ⑨ 調査項目 ⑩ 調査項目 ⑪ 調査項目 ⑫ 調査項目 ⑬ 調査項目 ⑭ 調査項目 ⑮ 調査項目 ⑯ 調査項目 ⑰ 調査項目 ⑱ 調査項目 ⑲ 調査項目 ⑳ 調査項目 ㉑ 調査項目 ㉒ 調査項目 ㉓ 調査項目 ㉔ 調査項目 ㉕ 調査項目 ㉖ 調査項目 ㉗ 調査項目 ㉘ 調査項目 ㉙ 調査項目 ㉚ 調査項目 ㉛ 調査項目 ㉜ 調査項目 ㉝ 調査項目 ㉞ 調査項目 ㉟ 調査項目 ㊱ 調査項目 ㊲ 調査項目 ㊳ 調査項目 ㊴ 調査項目 ㊵ 調査項目 ㊶ 調査項目 ㊷ 調査項目 ㊸ 調査項目 ㊹ 調査項目 ㊺ 調査項目 ㊻ 調査項目 ㊼ 調査項目 ㊽ 調査項目 ㊾ 調査項目 ㊿ 調査項目 調査項目 ① 調査項目 ② 調査項目 ③ 調査項目 ④ 調査項目 ⑤ 調査項目 ⑥ 調査項目 ⑦ 調査項目 ⑧ 調査項目 ⑨ 調査項目 ⑩ 調査項目 ⑪ 調査項目 ⑫ 調査項目 ⑬ 調査項目 ⑭ 調査項目 ⑮ 調査項目 ⑯ 調査項目 ⑰ 調査項目 ⑱ 調査項目 ⑲ 調査項目 ⑳ 調査項目 ㉑ 調査項目 ㉒ 調査項目 ㉓ 調査項目 ㉔ 調査項目 ㉕ 調査項目 ㉖ 調査項目 ㉗ 調査項目 ㉘ 調査項目 ㉙ 調査項目 ㉚ 調査項目 ㉛ 調査項目 ㉜ 調査項目 ㉝ 調査項目 ㉞ 調査項目 ㉟ 調査項目 ㊱ 調査項目 ㊲ 調査項目 ㊳ 調査項目 ㊴ 調査項目 ㊵ 調査項目 ㊶ 調査項目 ㊷ 調査項目 ㊸ 調査項目 ㊹ 調査項目 ㊺ 調査項目 ㊻ 調査項目 ㊼ 調査項目 ㊽ 調査項目 ㊾ 調査項目 ㊿ 調査項目 調査項目 ① 調査項目 ② 調査項目 ③ 調査項目 ④ 調査項目 ⑤ 調査項目 ⑥ 調査項目 ⑦ 調査項目 ⑧ 調査項目 ⑨ 調査項目 ⑩ 調査項目 ⑪ 調査項目 ⑫ 調査項目 ⑬ 調査項目 ⑭ 調査項目 ⑮ 調査項目 ⑯ 調査項目 ⑰ 調査項目 ⑱ 調査項目 ⑲ 調査項目 ⑳ 調査項目 ㉑ 調査項目 ㉒ 調査項目 ㉓ 調査項目 ㉔ 調査項目 ㉕ 調査項目 ㉖ 調査項目 ㉗ 調査項目 ㉘ 調査項目 ㉙ 調査項目 ㉚ 調査項目 ㉛ 調査項目 ㉜ 調査項目 ㉝ 調査項目 ㉞ 調査項目 ㉟ 調査項目 ㊱ 調査項目 ㊲ 調査項目 ㊳ 調査項目 ㊴ 調査項目 ㊵ 調査項目 ㊶ 調査項目 ㊷ 調査項目 ㊸ 調査項目 ㊹ 調査項目 ㊺ 調査項目 ㊻ 調査項目 ㊼ 調査項目 ㊽ 調査項目 ㊾ 調査項目 ㊿ 調査項目 調査項目 ① 調査項目 ② 調査項目 ③ 調査項目 ④ 調査項目 ⑤ 調査項目 ⑥ 調査項目 ⑦ 調査項目 ⑧ 調査項目 ⑨ 調査項目 ⑩ 調査項目 ⑪ 調査項目 ⑫ 調査項目 ⑬ 調査項目 ⑭ 調査項目 ⑮ 調査項目 ⑯ 調査項目 ⑰ 調査項目 ⑱ 調査項目 ⑲ 調査項目 ⑳ 調査項目 ㉑ 調査項目 ㉒ 調査項目 ㉓ 調査項目 ㉔ 調査項目 ㉕ 調査項目 ㉖ 調査項目 ㉗ 調査項目 ㉘ 調査項目 ㉙ 調査項目 ㉚ 調査項目 ㉛ 調査項目 ㉜ 調査項目 ㉝ 調査項目 ㉞ 調査項目 ㉟ 調査項目 ㊱ 調査項目 ㊲ 調査項目 ㊳ 調査項目 ㊴ 調査項目 ㊵ 調査項目 ㊶ 調査項目 ㊷ 調査項目 ㊸ 調査項目 ㊹ 調査項目 ㊺ 調査項目 ㊻ 調査項目 ㊼ 調査項目 ㊽ 調査項目 ㊾ 調査項目 ㊿ 調査項目 調査項目 ① 調査項目 ② 調査項目 ③ 調査項目 ④ 調査項目 ⑤ 調査項目 ⑥ 調査項目 ⑦ 調査項目 ⑧ 調査項目 ⑨ 調査項目 ⑩ 調査項目 ⑪ 調査項目 ⑫ 調査項目 ⑬ 調査項目 ⑭ 調査項目 ⑮ 調査項目 ⑯ 調査項目 ⑰ 調査項目 ⑱ 調査項目 ⑲ 調査項目 ⑳ 調査項目 ㉑ 調査項目 ㉒ 調査項目 ㉓ 調査項目 ㉔ 調査項目 ㉕ 調査項目 ㉖ 調査項目 ㉗ 調査項目 ㉘ 調査項目 ㉙ 調査項目 ㉚ 調査項目 ㉛ 調査項目 ㉜ 調査項目 ㉝ 調査項目 ㉞ 調査項目 ㉟ 調査項目 ㊱ 調査項目 ㊲ 調査項目 ㊳ 調査項目 ㊴ 調査項目 ㊵ 調査項目 ㊶ 調査項目 ㊷ 調査項目 ㊸ 調査項目 ㊹ 調査項目 ㊺ 調査項目 ㊻ 調査項目 ㊼ 調査項目 ㊽ 調査項目 ㊾ 調査項目 ㊿ 調査項目 調査項目 ① 調査項目 ② 調査項目 ③ 調査項目 ④ 調査項目 ⑤ 調査項目 ⑥ 調査項目 ⑦ 調査項目 ⑧ 調査項目 ⑨ 調査項目 ⑩ 調査項目 ⑪ 調査項目 ⑫ 調査項目 ⑬ 調査項目 ⑭ 調査項目 ⑮ 調査項目 ⑯ 調査項目 ⑰ 調査項目 ⑱ 調査項目 ⑲ 調査項目 ⑳ 調査項目 ㉑ 調査項目 ㉒ 調査項目 ㉓ 調査項目 ㉔ 調査項目 ㉕ 調査項目 ㉖ 調査項目 ㉗ 調査項目 ㉘ 調査項目 ㉙ 調査項目 ㉚ 調査項目 ㉛ 調査項目 ㉜ 調査項目 ㉝ 調査項目 ㉞ 調査項目 ㉟ 調査項目 ㊱ 調査項目 ㊲ 調査項目 ㊳ 調査項目 ㊴ 調査項目 ㊵ 調査項目 ㊶ 調査項目 ㊷ 調査項目 ㊸ 調査項目 ㊹ 調査項目 ㊺ 調査項目 ㊻ 調査項目 ㊼ 調査項目 ㊽ 調査項目 ㊾ 調査項目 ㊿ 調査項目 調査項目 ① 調査項目 ② 調査項目 ③ 調査項目 ④ 調査項目 ⑤ 調査項目 ⑥ 調査項目 ⑦ 調査項目 ⑧ 調査項目 ⑨ 調査項目 ⑩ 調査項目 ⑪ 調査項目 ⑫ 調査項目 ⑬ 調査項目 ⑭ 調査項目 ⑮ 調査項目 ⑯ 調査項目 ⑰ 調査項目 ⑱ 調査項目 ⑲ 調査項目 ⑳ 調査項目 ㉑ 調査項目 ㉒ 調査項目 ㉓ 調査項目 ㉔ 調査項目 ㉕ 調査項目 ㉖ 調査項目 ㉗ 調査項目 ㉘ 調査項目 ㉙ 調査項目 ㉚ 調査項目 ㉛ 調査項目 ㉜ 調査項目 ㉝ 調査項目 ㉞ 調査項目 ㉟ 調査項目 ㊱ 調査項目 ㊲ 調査項目 ㊳ 調査項目 ㊴ 調査項目 ㊵ 調査項目 ㊶ 調査項目 ㊷ 調査項目 ㊸ 調査項目 ㊹ 調査項目 ㊺ 調査項目 ㊻ 調査項目 ㊼ 調査項目 ㊽ 調査項目 ㊾ 調査項目 ㊿ 調査項目 調査項目 ① 調査項目 ② 調査項目 ③ 調査項目 ④ 調査項目 ⑤ 調査項目 ⑥ 調査項目 ⑦ 調査項目 ⑧ 調査項目 ⑨ 調査項目 ⑩ 調査項目 ⑪ 調査項目 ⑫ 調査項目 ⑬ 調査項目 ⑭ 調査項目 ⑮ 調査項目 ⑯ 調査項目 ⑰ 調査項目 ⑱ 調査項目 ⑲ 調査項目 ⑳ 調査項目 ㉑ 調査項目 ㉒ 調査項目 ㉓ 調査項目 ㉔ 調査項目 ㉕ 調査項目 ㉖ 調査項目 ㉗ 調査項目 ㉘ 調査項目 ㉙ 調査項目 ㉚ 調査項目 ㉛ 調査項目 ㉜ 調査項目 ㉝ 調査項目 ㉞ 調査項目 ㉟ 調査項目 ㊱ 調査項目 ㊲ 調査項目 ㊳ 調査項目 ㊴ 調査項目 ㊵ 調査項目 ㊶ 調査項目 ㊷ 調査項目 ㊸ 調査項目 ㊹ 調査項目 ㊺ 調査項目 ㊻ 調査項目 ㊼ 調査項目 ㊽ 調査項目 ㊾ 調査項目 ㊿ 調査項目 調査項目 ① 調査項目 ② 調査項目 ③ 調査項目 ④ 調査項目 ⑤ 調査項目 ⑥ 調査項目 ⑦ 調査項目 ⑧ 調査項目 ⑨ 調査項目 ⑩ 調査項目 ⑪ 調査項目 ⑫																		

	情報セキュリティシステム ※利用しない(ただし、発注者より利用したい旨の申し入れがあった場合は、発注者はこれを承認する) ・利用する(「情報・共有システム運用ガイドライン」(案)「情報」掲載欄を基に、情報管理体制のシステムに登録・利用すること)																																								
③ 施工体制	請負者は工事現場および工機工事系を構成し、工事現場に集えるとともに監督職員に提出する。請負者は現場管理者、主任技術者(「下請負者を含む」)の工事担当現場責任者(案)を構成し、施工体制を構築した施工計画書に添えて監督職員に提出する。 監理技術者、主任技術者(「下請負者を含む」)は工事現場内で名札を着用する。																																								
④ 下請負人の選定	下請負人を選定する場合には、「福島県内に主たる営業所を有する者の中から選定すること。ただし、あらかじめ市県による承認を受けた場合は、この限りではない。(合併・再建設工事「下請負関係保証正化等促進策」第7条)																																								
⑤ 施工図等の取扱い	施工図の著作権に係る当該監理業務に関する使用権は、発注者に帰属するものとする。																																								
⑥ 技術検査	監督職員の指示による。 [1.7.2]																																								
⑦ 電子データの提出	本工事は電子納品による工事とする。 1. 電子納品とは、工事における各段階の最終成果を電子データで納品することという。 ここでいう電子データとは、「電子納品の手引き(案)」掲載第1頁(以下「手引等」という。)の最終部分に基づき作成されたものを指す。 2. 要領等に基づいて作成した電子データを電子媒体(2-D)で2部提出する。 要領等に特に記載のない項目については、原則として電子データで提出する義務はないが、要領等の最終記載部分にある場合は、監督職員が指示した電子化の是非を決定する。 3. 電子データ等の提出の期限は、電子納品システムによるチェックを行い、エラーがなければ完成を確認した後、ウィルスチェックを実施したうえで提出する。 4. 完成確認完了後に(公称)「福島県建設技術公団」に電子納品管理システムの登録料を支払い、完成後経理終了後正監督職員に、副を(公称)「福島県建設技術公社」に提出する。 ・本工事は電子納品対象工事しない。 ただし、「完成図」「完成写真」「工事写真」については電子データで提出すること。 その他の資料およびファイル形式等については監督職員と協議する。																																								
19. 電子納品の対象	必須納品資料を下表に示す。 必須納品資料以外については監督職員と協議する。																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>フォルダ名</th><th>資料大分類</th><th>資料小分類</th><th>ファイル形式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>WEB1</td><td>打ち合わせ</td><td>工事打ち合せ</td><td>JPG(1)</td></tr> <tr> <td>WEB1A</td><td>機材関係資料</td><td>試験成績書(機材関係)</td><td>JPG(1)</td></tr> <tr> <td>PROCESS</td><td>施工関係資料</td><td>試験成績書(施工関係)、工事進捗状況報告書</td><td>JPG(1)</td></tr> <tr> <td>SALVAGE</td><td>発注者提供関係資料</td><td>発出成果報告書</td><td>JPG(1)</td></tr> <tr> <td>DATAWEB</td><td>完成図</td><td>発生廃棄物処理実施書(様式1、様式2)、完成図、設計図書</td><td>RIS(1)形式及びRISADの標準形式</td></tr> <tr> <td>MAINT</td><td>保全に関する資料</td><td>主要機材一覧表、官公需品出庫一覧表、官公需品出庫一覧表、発生廃棄物</td><td>JPG(1)</td></tr> <tr> <td>OTHERS</td><td>契約関係資料</td><td>取壊指示書</td><td>JPG(1)</td></tr> <tr> <td></td><td>完成写真</td><td>※完成写真 (600万画素程度)</td><td>JPEG形式</td></tr> <tr> <td>(注3)</td><td>工事写真</td><td>※工事写真 (工事時、施工中) (100万画素程度)</td><td>JPEG形式</td></tr> </tbody> </table>	フォルダ名	資料大分類	資料小分類	ファイル形式	WEB1	打ち合わせ	工事打ち合せ	JPG(1)	WEB1A	機材関係資料	試験成績書(機材関係)	JPG(1)	PROCESS	施工関係資料	試験成績書(施工関係)、工事進捗状況報告書	JPG(1)	SALVAGE	発注者提供関係資料	発出成果報告書	JPG(1)	DATAWEB	完成図	発生廃棄物処理実施書(様式1、様式2)、完成図、設計図書	RIS(1)形式及びRISADの標準形式	MAINT	保全に関する資料	主要機材一覧表、官公需品出庫一覧表、官公需品出庫一覧表、発生廃棄物	JPG(1)	OTHERS	契約関係資料	取壊指示書	JPG(1)		完成写真	※完成写真 (600万画素程度)	JPEG形式	(注3)	工事写真	※工事写真 (工事時、施工中) (100万画素程度)	JPEG形式
フォルダ名	資料大分類	資料小分類	ファイル形式																																						
WEB1	打ち合わせ	工事打ち合せ	JPG(1)																																						
WEB1A	機材関係資料	試験成績書(機材関係)	JPG(1)																																						
PROCESS	施工関係資料	試験成績書(施工関係)、工事進捗状況報告書	JPG(1)																																						
SALVAGE	発注者提供関係資料	発出成果報告書	JPG(1)																																						
DATAWEB	完成図	発生廃棄物処理実施書(様式1、様式2)、完成図、設計図書	RIS(1)形式及びRISADの標準形式																																						
MAINT	保全に関する資料	主要機材一覧表、官公需品出庫一覧表、官公需品出庫一覧表、発生廃棄物	JPG(1)																																						
OTHERS	契約関係資料	取壊指示書	JPG(1)																																						
	完成写真	※完成写真 (600万画素程度)	JPEG形式																																						
(注3)	工事写真	※工事写真 (工事時、施工中) (100万画素程度)	JPEG形式																																						
	注1: WEB-EXCEL、WEB-RISおよびPDF形式とする。 注2: 完成写真は電子データ、[O]四つ角[O]キヤノン版[1]のプリントを()部提出する。 注3: フォルダ構成は「建設工事写真集撮影指導書2.8章(案)」(国土交通省大臣官庁審判官管理課)による。																																								
① 完成図の提出図書等	機材仕様書による完成図を作成し、監督職員に下記により提出する。 電子納品による(注3)、提出部数および形式等は「注2」のとおりとする。																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>図種</th><th>原図</th><th>製本</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>※作業設計書</td><td>1部</td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>※完成図</td><td>1部</td><td>(注2)</td><td></td></tr> <tr> <td>※保全図</td><td>—</td><td>2部</td><td></td></tr> <tr> <td>※長期保全計画書</td><td>—</td><td>2部</td><td></td></tr> </tbody> </table>	図種	原図	製本	備考	区分				※作業設計書	1部	—		※完成図	1部	(注2)		※保全図	—	2部		※長期保全計画書	—	2部																	
図種	原図	製本	備考																																						
区分																																									
※作業設計書	1部	—																																							
※完成図	1部	(注2)																																							
※保全図	—	2部																																							
※長期保全計画書	—	2部																																							
	注1 原図は施設毎に現場ホルダーに収納する。 注2 完成図の製本数A1版(※1部)部、A3版2部を提出する。																																								
20. 設計図のコピー	・設計図自白機本 A1版()部、A3版()部を提出する。																																								
21. 設計地盤高	・図示 前面道路中心(高度) + 30.0mm ※監督職員の指示による。																																								
② 責任施工	特記事項中、責任施工の指図があるものは請負人および専門工事業業者(防水工事においては所属する台座台(防水メーカーを加える)は所屬責任とし、保証書を監督職員に提出する。																																								
23. 特定元工事業者の本工	本工の監理者を労働安全衛生法第30条第2項に基づき特定元工事業者と指定する。																																								
24. 過大な土砂・砕石等の使用の確認	購入土・砕石を使用する場合には事前品質検査を証明する資料、採取地を示す書類、採取許可等の申しおよび採取業者からの納品記録簿など法に適合していることを示す書類を監督職員に提出する。 (※16「監理」(4)項)																																								
25. 1年点検	・本工事は一年点検対象工事(建設・仮設工事で建設金3,000万円以上の工事)とする。 「請負業者は工事完了後30日以内に経理終了一年を経過した日(令和一年6月1日)に、「専有施設一年点検実施要領」(土木部建設業技術管理課)に基づき一年点検を実施し、報告書を作成する。 監理上の取扱いによる場合がある場合は協議する。																																								
26. 工事成績評定 (工事成績評定要領(案))	※評定する(建設金250万円以上の場合) ・評定しない(建設金250万円未満の場合) ・評定しない(応急工事、取壊等工事、土砂運搬工事、付帯設置工事、経費的な内装工事等)																																								
27. 近接工事の隣接費等の取扱いについて(平成13年3月27日付 監第39号)	密接に隣接のある同一工事区域内の追加工事(同一工程とは限らない)を施工と同一施工業者が実施した場合は、両工事を合計したもので発生し隣接費は取扱いする。																																								

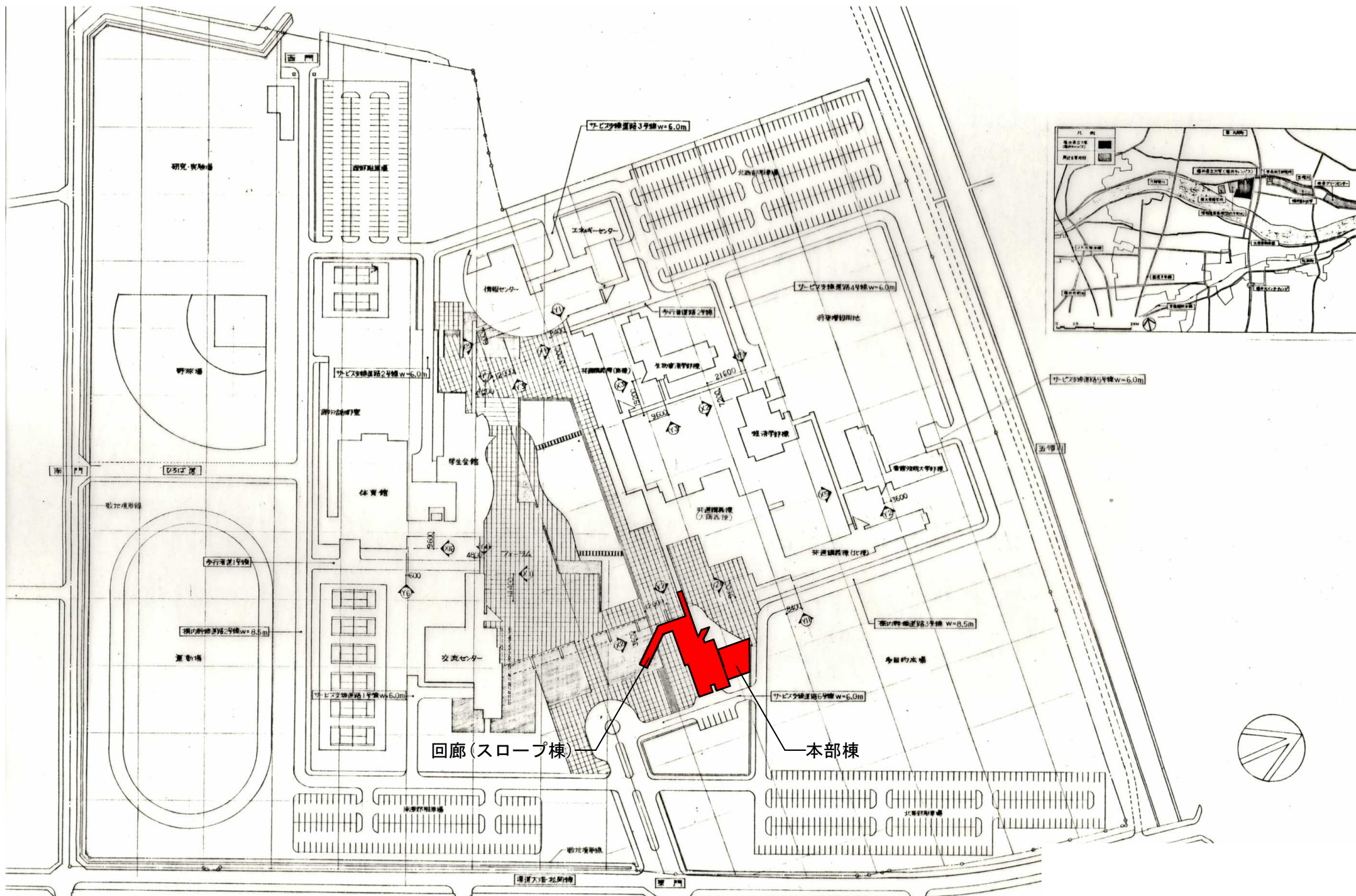
29. 設備工事とのお取合い		工 事 内 容	建築	電気	機械
設備工事関係 設備工事関係 設備工事関係	設備工事関係 設備工事関係 設備工事関係	屋内設置		○	○
		屋上設置		○	
		屋内設置		○	
		新設、アップカー・改修		○	○
		特設した基礎		○	
		S、S・RC 単梁の貫通部	補強	○	
		RC 単梁・R・梁の貫通部	スリーブ	○	
		補強	○		
		スリーブ	○	○	○
		2次	○		
設備工事関係 設備工事関係 設備工事関係	設備工事関係 設備工事関係 設備工事関係	縦横貫通地下井・壁の開口部	補強		
		補強を要する切込み	○		
		補強を要しない切込み		○	○
		貫通部・開口部の穴等の補修		○	○
		貫通部・開口部の露出し		○	○
		柱、天井露出し	○		
		天井露出し	○		
		オイルサービスタンク	○		
		外部取付ガタリ	ダクト、チャンバーの接続部フランジ等含む	○	
		雨水排水	配管、継手、	○	
設備工事関係 設備工事関係 設備工事関係	設備工事関係 設備工事関係 設備工事関係	汚水、排水水	配管、継手、		○
		暖房（暖房工事を含む）等へ直接接続する配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層以上の階層より2層未満（2層未満）		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層の無断配への直接配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）と専用スウィッチの専用配管配線		○	
		パナソニック製空調機器の2次専用配管配線（断熱あり）		○	
		暖房（暖房工事を含む）等へ直接接続する配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層以上の階層より2層未満（2層未満）		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層の無断配への直接配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）と専用スウィッチの専用配管配線		○	
設備工事関係 設備工事関係 設備工事関係	設備工事関係 設備工事関係 設備工事関係	パナソニック製空調機器の2次専用配管配線（断熱あり）		○	
		暖房（暖房工事を含む）等へ直接接続する配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層以上の階層より2層未満（2層未満）		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層の無断配への直接配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）と専用スウィッチの専用配管配線		○	
		パナソニック製空調機器の2次専用配管配線（断熱あり）		○	
		暖房（暖房工事を含む）等へ直接接続する配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層以上の階層より2層未満（2層未満）		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層の無断配への直接配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）と専用スウィッチの専用配管配線		○	
設備工事関係 設備工事関係 設備工事関係	設備工事関係 設備工事関係 設備工事関係	パナソニック製空調機器の2次専用配管配線（断熱あり）		○	
		暖房（暖房工事を含む）等へ直接接続する配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層以上の階層より2層未満（2層未満）		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層の無断配への直接配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）と専用スウィッチの専用配管配線		○	
		パナソニック製空調機器の2次専用配管配線（断熱あり）		○	
		暖房（暖房工事を含む）等へ直接接続する配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層以上の階層より2層未満（2層未満）		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層の無断配への直接配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）と専用スウィッチの専用配管配線		○	
設備工事関係 設備工事関係 設備工事関係	設備工事関係 設備工事関係 設備工事関係	パナソニック製空調機器の2次専用配管配線（断熱あり）		○	
		暖房（暖房工事を含む）等へ直接接続する配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層以上の階層より2層未満（2層未満）		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層の無断配への直接配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）と専用スウィッチの専用配管配線		○	
		パナソニック製空調機器の2次専用配管配線（断熱あり）		○	
		暖房（暖房工事を含む）等へ直接接続する配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層以上の階層より2層未満（2層未満）		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層の無断配への直接配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）と専用スウィッチの専用配管配線		○	
設備工事関係 設備工事関係 設備工事関係	設備工事関係 設備工事関係 設備工事関係	パナソニック製空調機器の2次専用配管配線（断熱あり）		○	
		暖房（暖房工事を含む）等へ直接接続する配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層以上の階層より2層未満（2層未満）		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層の無断配への直接配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）と専用スウィッチの専用配管配線		○	
		パナソニック製空調機器の2次専用配管配線（断熱あり）		○	
		暖房（暖房工事を含む）等へ直接接続する配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層以上の階層より2層未満（2層未満）		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層の無断配への直接配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）と専用スウィッチの専用配管配線		○	
設備工事関係 設備工事関係 設備工事関係	設備工事関係 設備工事関係 設備工事関係	パナソニック製空調機器の2次専用配管配線（断熱あり）		○	
		暖房（暖房工事を含む）等へ直接接続する配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層以上の階層より2層未満（2層未満）		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層の無断配への直接配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）と専用スウィッチの専用配管配線		○	
		パナソニック製空調機器の2次専用配管配線（断熱あり）		○	
		暖房（暖房工事を含む）等へ直接接続する配管配線		○	
		暖房（暖房工事を含む）11層以上の階層より2層未満（2層未満）			

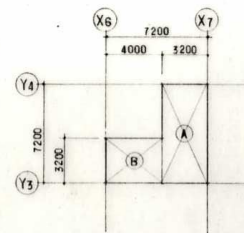
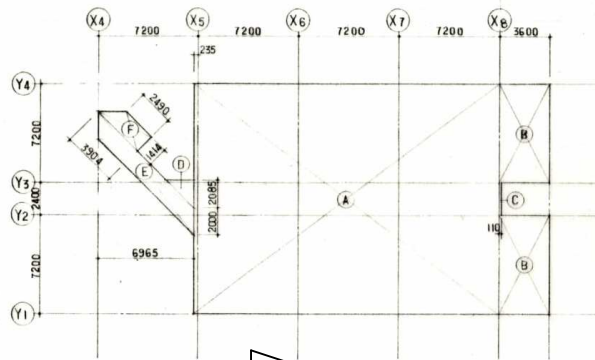
年度別 30	福井県立大学			 株式会社 木村建築事務所 1 級建築士事務所 福井県 (4) 115 号 管理建築士 一級建築士 第17099号 木村雄一	工事名称 永平寺 キャンパス本部棟 外壁改修工事 図面番号	図面番号 A-1
	第一分室 第二分室 第三分室 30年 5月	設計 特記仕様書①	図面名称 特記仕様書①			

年度別 30	福井県立大学			 株式会社 木村建築事務所 1 級建築士事務所 福井県 (株) 15号 普通建築士 1級建築士 第117099号 木村基一	工事名 永平寺 キャンパス本部棟 外壁改修工事	図面番号 A-2
	第一分限	第二分限	第三分限			
30年 5月						

Architectural specification form for building construction, organized into 16 numbered sections (1-16) covering various aspects of construction. Each section includes detailed tables for materials, methods, and specifications, with checkboxes for selection and fields for additional notes. The form is designed to be filled out by a construction professional, likely a contractor or architect, to define the requirements for a building project. The sections include: 1. General Information, 2. Foundation, 3. Structural Steel, 4. Masonry, 5. Roofing, 6. Windows and Doors, 7. Exterior Finishes, 8. Interior Finishes, 9. Mechanical and Electrical, 10. Sanitary and Plumbing, 11. Heating and Cooling, 12. Fire Protection, 13. Safety, 14. Accessibility, 15. Environmental, and 16. Miscellaneous. The form is a standard tool for ensuring clear communication and consistent specifications in building construction.

年度別 30	福井県立大学				 株式会社 木村建築事務所 1級建築士事務所 福井県 (株) 115号 管理建築士 1級建築士 第1870899号 木村 浩一	工事名称 永平寺 キャンパス本部棟 外壁改修工事		図面番号 A-4
	第一分區	第二分區	第三分區	審 査		設計	図面名称 特記仕様書④	
30年5月								





建築面積算定表 (㎡)		
管理棟部分		
2階床面積計		595.648
1 7.2 × 9.0		64.80
2 7.435 × 5.4		40.149
3 0.11 × 4.94		0.543
4 3.6 × 4.0		14.400
5 2.0 × 2.0 × 0.5		2.000
6 14.87 × 0.11		1.635
管理棟部分計		719.125
2階床面積計 (90㎡工事)		
7 (5.432 + 6.0) × 2.32 × 0.5		57.908
8 (19.518 + 20.8) × 2.0 × 0.5		40.518
9 0.2 × 3.0 × 2		1.200
2階床部分計 (90㎡工事)		112.75
合計		831.92

床面積算定表 (㎡)		
PH階床面積		
A 3.2 × 7.2		23.040
B 4.0 × 3.2		12.800
合計		35.84

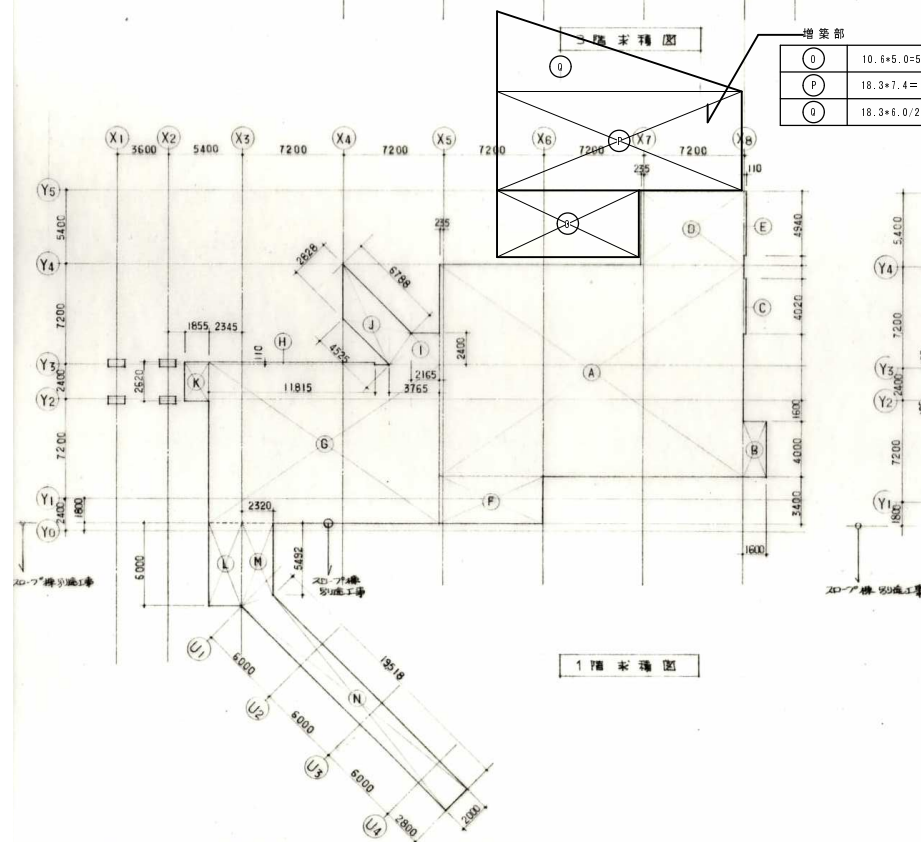
3階床面積		
A 21.835 × 16.8		366.828
B 3.6 × 7.2 × 2		51.840
C 0.11 × 2.4		0.264
D 7.435 × 1.8		13.383
E 6.965 × 1.14		7.940
F (2.165 + 3.765) × 2.4 × 0.5		7.116
G (3.960 + 4.525) × 2.826 × 0.5		11.997
H 2.0 × 2.0 × 0.5		2.000
I 7.2 × 2.4		17.28
J 9.6 × 2.4		23.040
K 3.6 × 0.125 × 2		0.900
L 2.4 × 9.0		21.600
管理棟3階計		595.648
M (6.0 + 6.426) × 2.4 × 0.5		14.913
N (20.8 + 22.155) × 2.0 × 0.5		42.955
2階床2階計 (90㎡工事)		57.30
合計		655.24

2階床面積		
A 21.835 × 16.8		366.828
B 3.6 × 7.2 × 2		51.840
C 0.11 × 2.4		0.264
D 7.435 × 1.8		13.383
E 6.965 × 1.14		7.940
F (2.165 + 3.765) × 2.4 × 0.5		7.116
G (3.960 + 4.525) × 2.826 × 0.5		11.997
H 2.0 × 2.0 × 0.5		2.000
I 7.2 × 2.4		17.28
J 9.6 × 2.4		23.040
K 3.6 × 0.125 × 2		0.900
L 2.4 × 9.0		21.600
管理棟2階計		595.648
M (6.0 + 6.426) × 2.4 × 0.5		14.913
N (20.8 + 22.155) × 2.0 × 0.5		42.955
2階床2階計 (90㎡工事)		57.30
合計		655.24

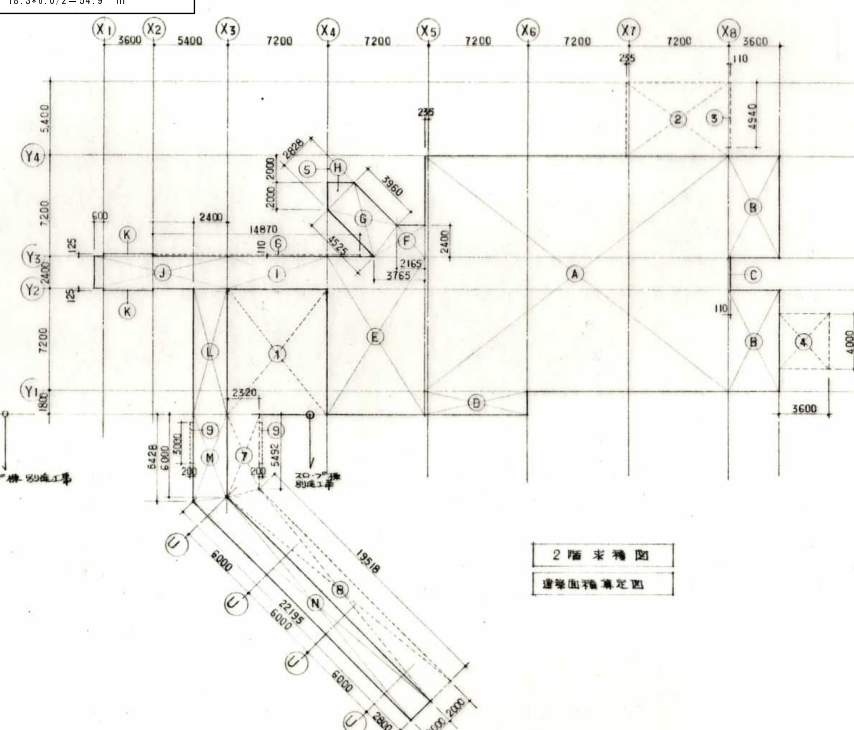
1階床面積		
A 21.835 × 15.2		331.892
B 1.0 × 4.0		6.400
C 0.11 × 4.02		0.442
D 7.435 × 5.4		40.149
E 0.11 × 4.94		0.543
F 7.435 × 5.4		25.279
G 16.51 × 1.14		18.8214
H 11.815 × 0.11		1.299
I (2.165 + 3.765) × 2.4 × 0.5		7.116
J (4.525 + 6.786) × 2.826 × 0.5		15.996
K 1.855 × 2.62		4.860
管理棟1階計		622.19
L 2.345 × 6.0		14.070
M (5.432 + 6.0) × 2.32 × 0.5		13.330
N (19.518 + 20.8) × 2.0 × 0.5		40.518
2階床1階計 (90㎡工事)		87.71
合計		689.90

1階床面積		
A 21.835 × 15.2		331.892
B 1.0 × 4.0		6.400
C 0.11 × 4.02		0.442
D 7.435 × 5.4		40.149
E 0.11 × 4.94		0.543
F 7.435 × 5.4		25.279
G 16.51 × 1.14		18.8214
H 11.815 × 0.11		1.299
I (2.165 + 3.765) × 2.4 × 0.5		7.116
J (4.525 + 6.786) × 2.826 × 0.5		15.996
K 1.855 × 2.62		4.860
管理棟1階計		622.19
L 2.345 × 6.0		14.070
M (5.432 + 6.0) × 2.32 × 0.5		13.330
N (19.518 + 20.8) × 2.0 × 0.5		40.518
2階床1階計 (90㎡工事)		87.71
合計		689.90

1階床面積		
A 21.835 × 15.2		331.892
B 1.0 × 4.0		6.400
C 0.11 × 4.02		0.442
D 7.435 × 5.4		40.149
E 0.11 × 4.94		0.543
F 7.435 × 5.4		25.279
G 16.51 × 1.14		18.8214
H 11.815 × 0.11		1.299
I (2.165 + 3.765) × 2.4 × 0.5		7.116
J (4.525 + 6.786) × 2.826 × 0.5		15.996
K 1.855 × 2.62		4.860
管理棟1階計		622.19
L 2.345 × 6.0		14.070
M (5.432 + 6.0) × 2.32 × 0.5		13.330
N (19.518 + 20.8) × 2.0 × 0.5		40.518
2階床1階計 (90㎡工事)		87.71
合計		689.90

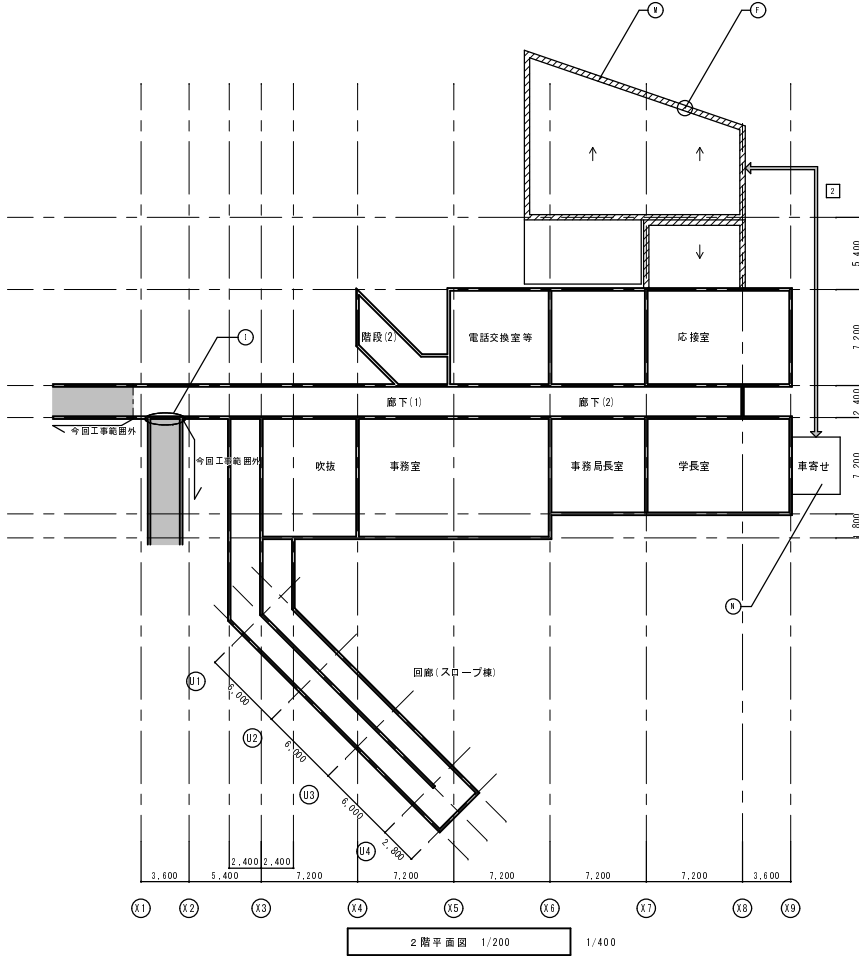
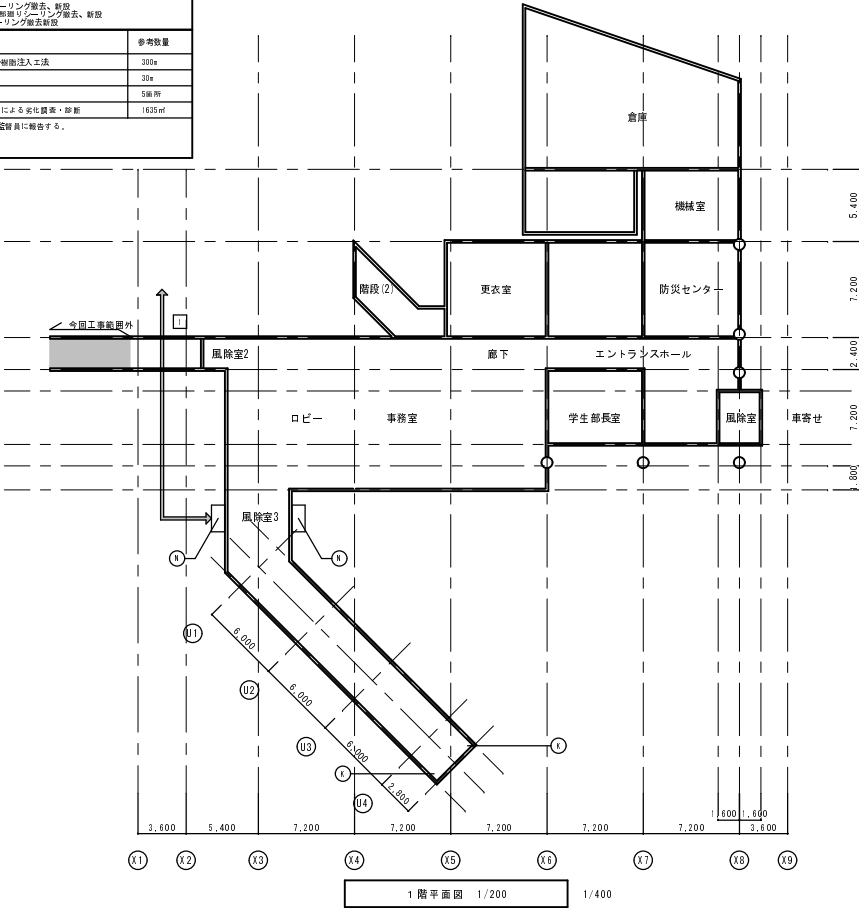


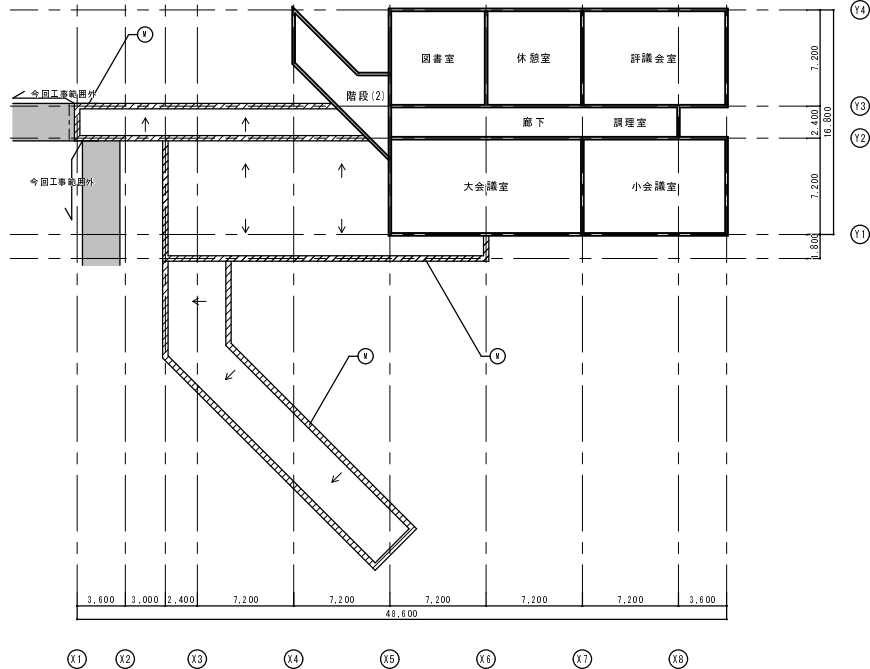
PH階床面積図



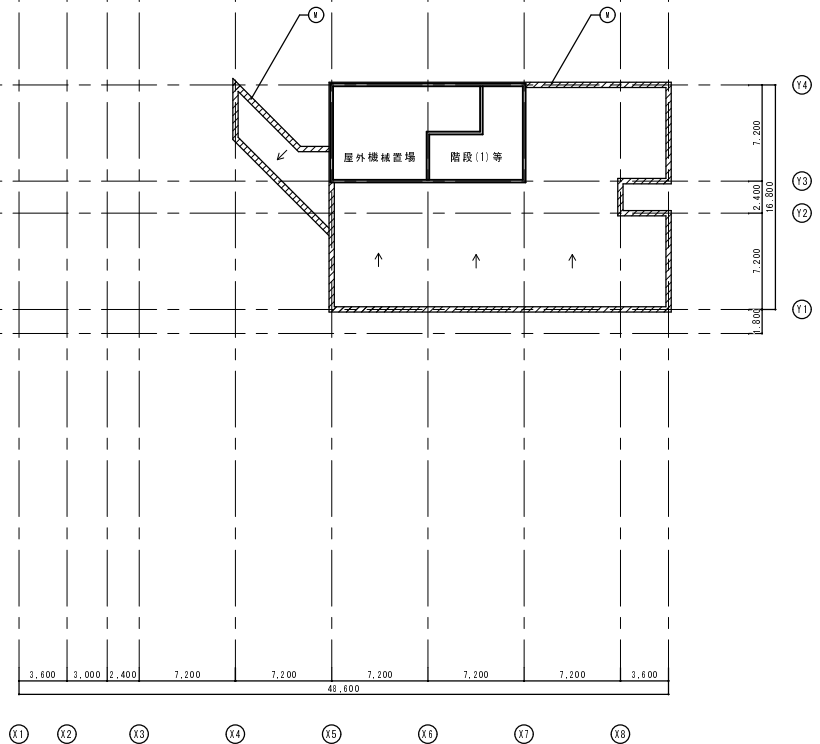
2階床面積図
建築面積算定図

外 部 仕 上 表		
記 号	項 目	詳 細 (塗 装 に 関 し て は 参 考 工 法)
①	RC打放し面	水洗い工法、養生、 塗装(ポンプロープ付AC-40改修工法) 打継目地シーリング除去、新設
②	GRバルコニー	水洗い工法、養生、 塗装(ポンプロープ付、トHT-HRC-01) GRバルコニー地シーリング除去、新設
③	アルミバルコニー口	水洗い工法、養生、 塗装(ポンプロープ付、トHT-HRC-01) アルミバルコニー地シーリング除去、新設
④	アルミバルコニー(南面)	水洗い工法、養生、 塗装(ポンプロープ付、トHT-HRC-01) アルミバルコニー地シーリング除去、新設
⑤	S D、S S D 窓 装	水洗い工法、養生、 塗装(フレンシアン樹脂系塗料)
⑥	瓦木すれの修繕	
⑦	断谷石	断谷石目地シーリング除去、新設
⑧	アルミカーテンウォール	ACRガラス断り(パナ) 除去、新設
⑨	EXP-Jのたわみの修繕	たわみの修繕 鳥の巣の除去
⑩	アルミバルコニー(北面)の 破損箇所除去新設	R300H+H2140 (2枚)
⑪	スロープ段裏の ケイル板除去新設	下地共 2箇所
⑫	入口広場のCON打放 鉄骨部塗装	ワイヤーメッシュを敷設すること。
⑬	アルミ瓦木 (ハッチ部分まで施工)	水洗い工法、養生、 瓦木断りシーリング除去、新設
⑭	窓	水洗い工法、養生、 塗装(ポンプロープ付、トHT-HRC-01) 窓断りシーリング除去新設
	その他	ガラス断りシーリング除去、新設 サッシ、開口断りシーリング除去、新設 EXP-J断りシーリング除去新設
外壁改修工法 (参考工法)		参考数量
RC打放し面ひび割れ処理		自動式低圧エポキシ樹脂注入工法
GRバルコニーひび割れ処理		ポンドR66工法
RC打放し部断損修復等の修繕		樹脂モルタル補修
外壁塗装		全面打砂・全面目地による劣化調査・砂削
①工事着手前に断損調査は、外観目視、打砂調査を行い監理員に報告する。 断損箇所を別に記録の上、養生方法を決定すること。 ②断損した断損工法は、参考工法とする。 ③R300、R300は、施工後、減損する。		300㎡
		30㎡
		500㎡
		1635㎡

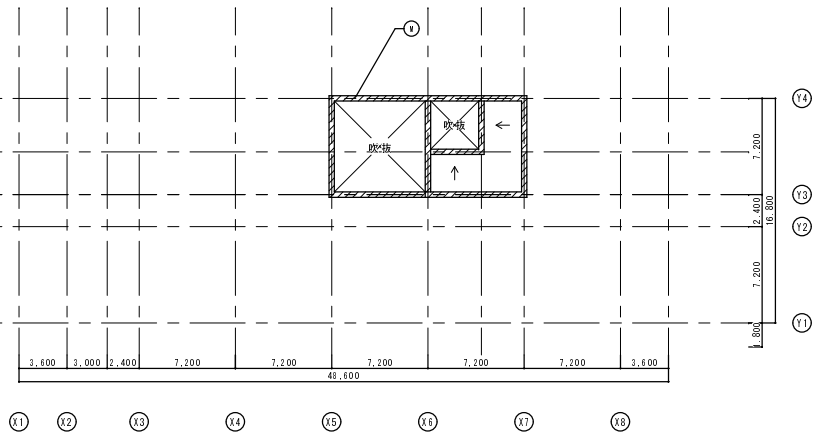




3階平面図 1/200 1/400

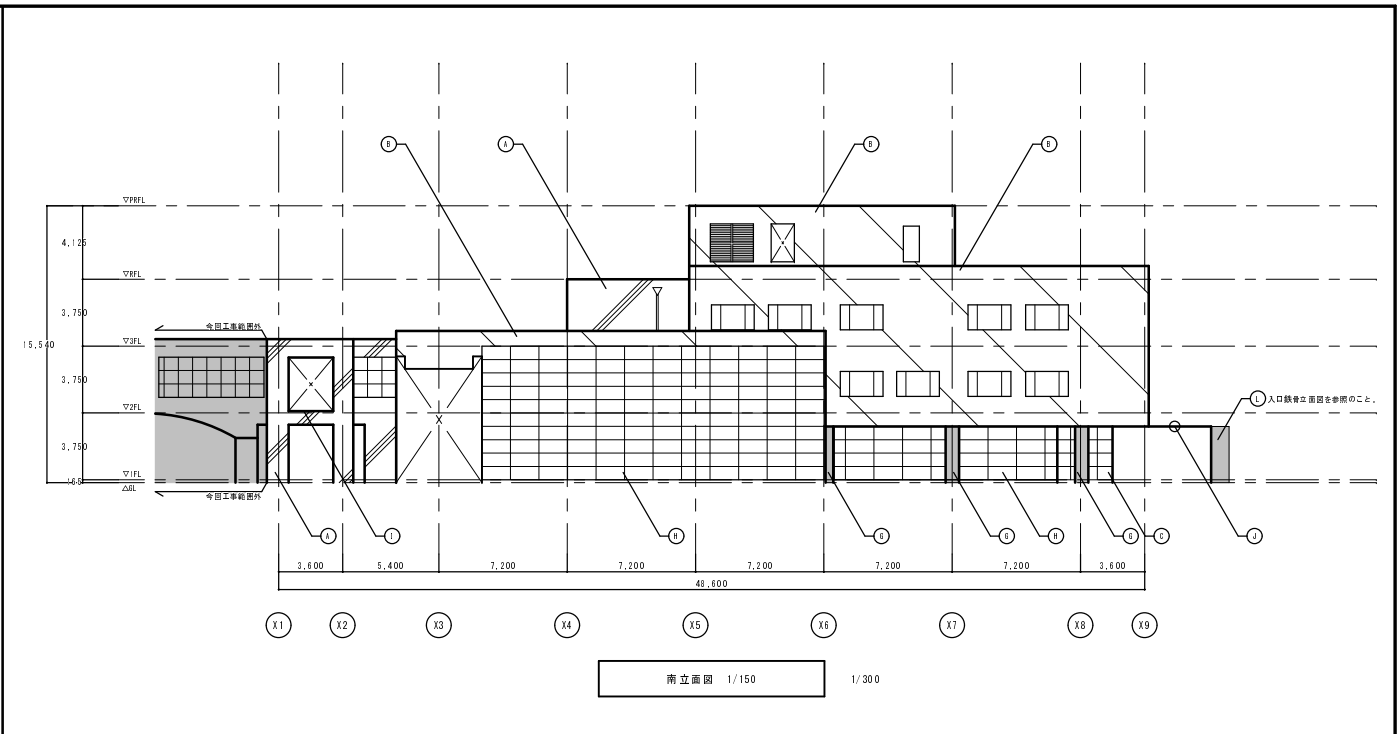
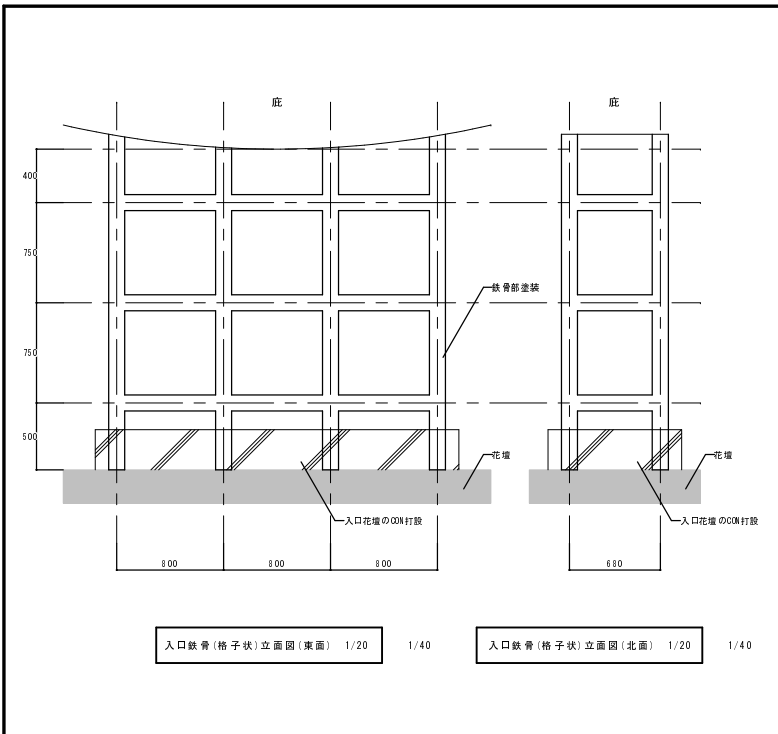


PH階平面図 1/200 1/400

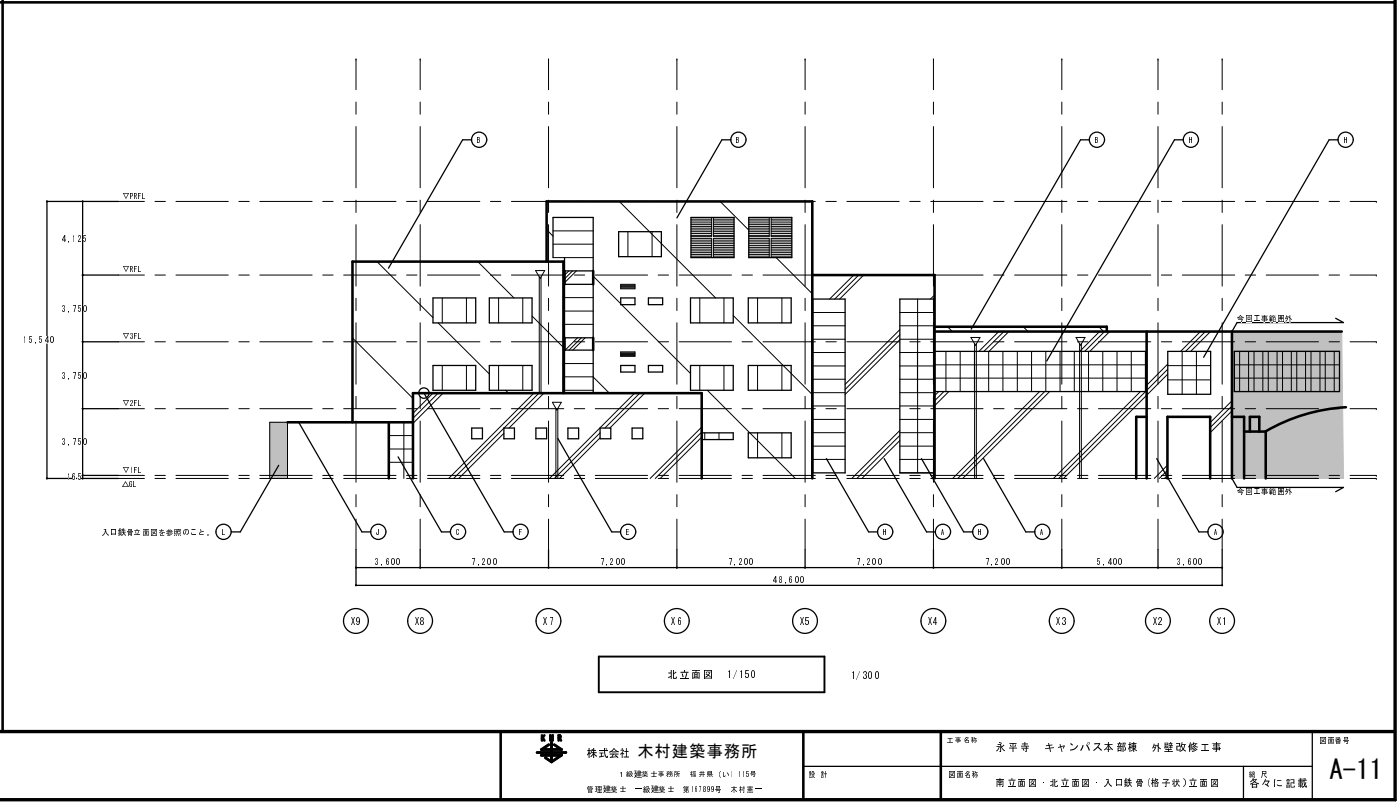


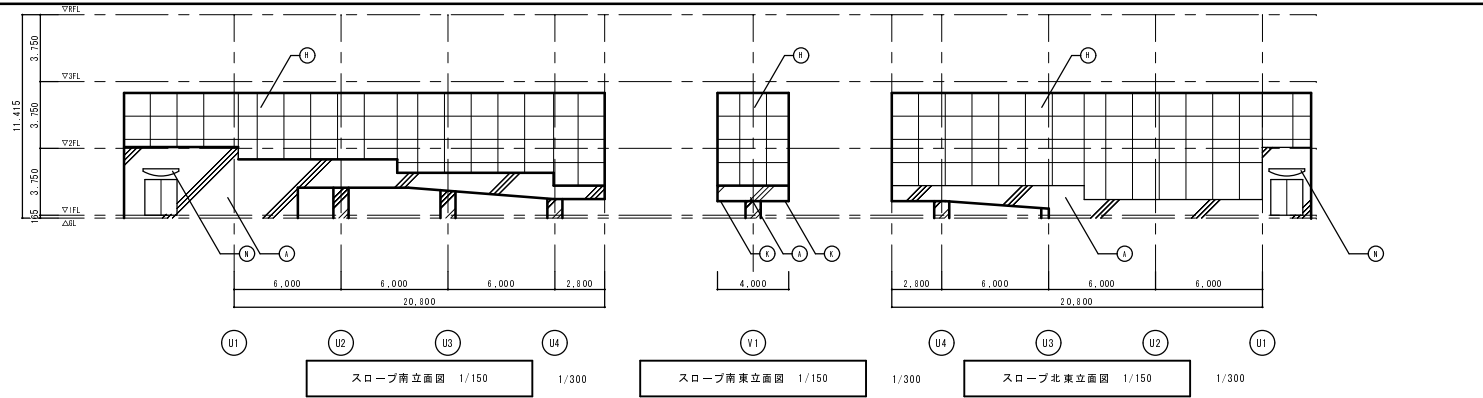
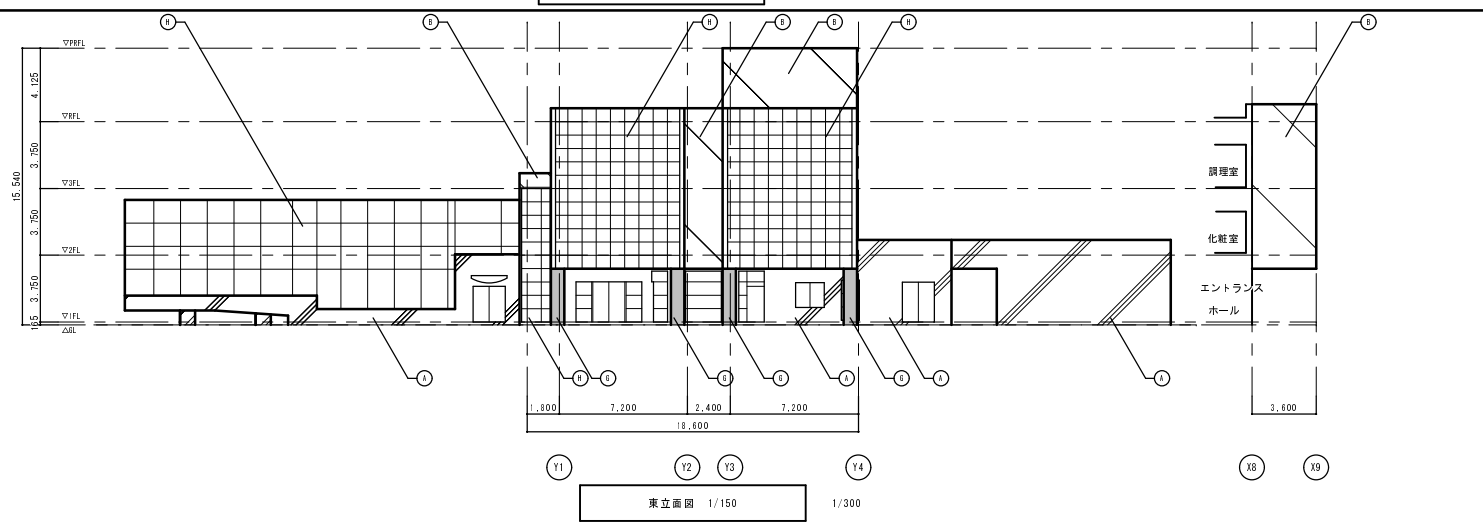
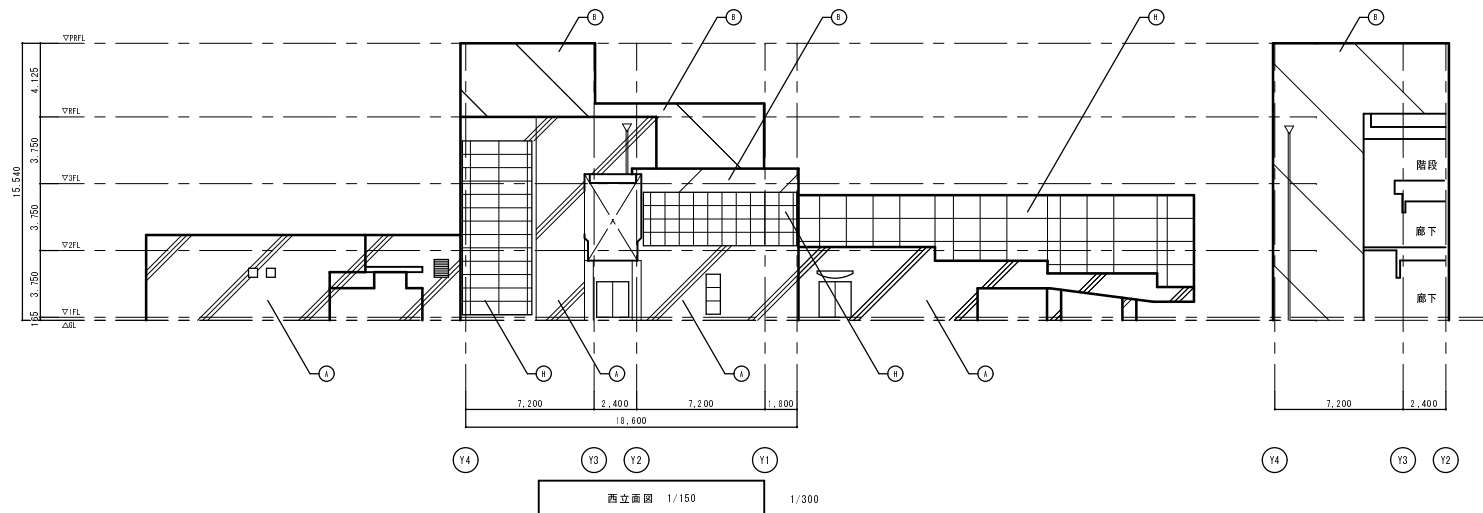
屋根伏図 1/200 1/400

外 部 仕 上 げ		
記 号	項 目	詳 細 工 法 に 関 して は 参 考 工 法 1
A	RC打放し面	水洩い工法、養生、 塗装「ポップロン防水性AC-RR改修工法」 打放し面シーリング撤去、新設
B	GRGパネル面	水洩い工法、養生、 塗装「ポップロン防水性AC-RR改修工法」 GRGパネル目地シーリング撤去、新設
C	アルミパネル開口	水洩い工法、養生、 塗装「ポップロン防水性AC-RR改修工法」 アルミパネル目地シーリング撤去、新設
D	アルミパネル(曲面)	水洩い工法、養生、 塗装「ポップロン防水性AC-RR改修工法」 アルミパネル目地シーリング撤去、新設
E	SSD、SSD 窓 装	水洩い工法、養生、 塗装「グレタ」樹脂系塗料
F	窓まぐすの修繕	
G	窓台石	窓台石目地シーリング撤去、新設
H	アルミカーテンウォール	ACRガラス面リペア工 撤去、新設
I	EXP.Jのたわみの修繕	たわみの修繕 鳥の巣の撤去
J	アルミパネル(曲面)の 破損箇所撤去新設	800Hx2140 (2枚)
K	スロープ段縁の タイル修撤去新設	下地共に養生
L	入口柱頭のRC打放し 養生撤去新設	ワイヤーメッシュを敷設すること、 養生撤去新設
M	アルミ窓枠 ハッチ部分まで施工	水洩い工法、養生、 目地シーリング撤去、新設
N	庇	水洩い工法、養生、 塗装「ポップロン防水性AC-RR改修工法」 庇裏面シーリング撤去新設
	その他	ガラス面リペア工 撤去、新設 サッシ、開口部周リシーリング撤去、新設 EXP.J面リペア工撤去新設
外壁改修工法(参考工法)		参考数量
RC打放し面ひび割れ処理		300㎡
GRGパネルひび割れ処理		30㎡
RC打放し面露筋修補等の修繕		50㎡
外壁塗装		1635㎡
①工事着手前に請負業者は、外観目録・打放し面を行い監理員に報告する。 報告書未記に修繕の必要と施工方法を決定すること。 ②撤去した塗膜は、必ず撤去する。 ③時、ACR、SSDは、施工後、清掃する。		



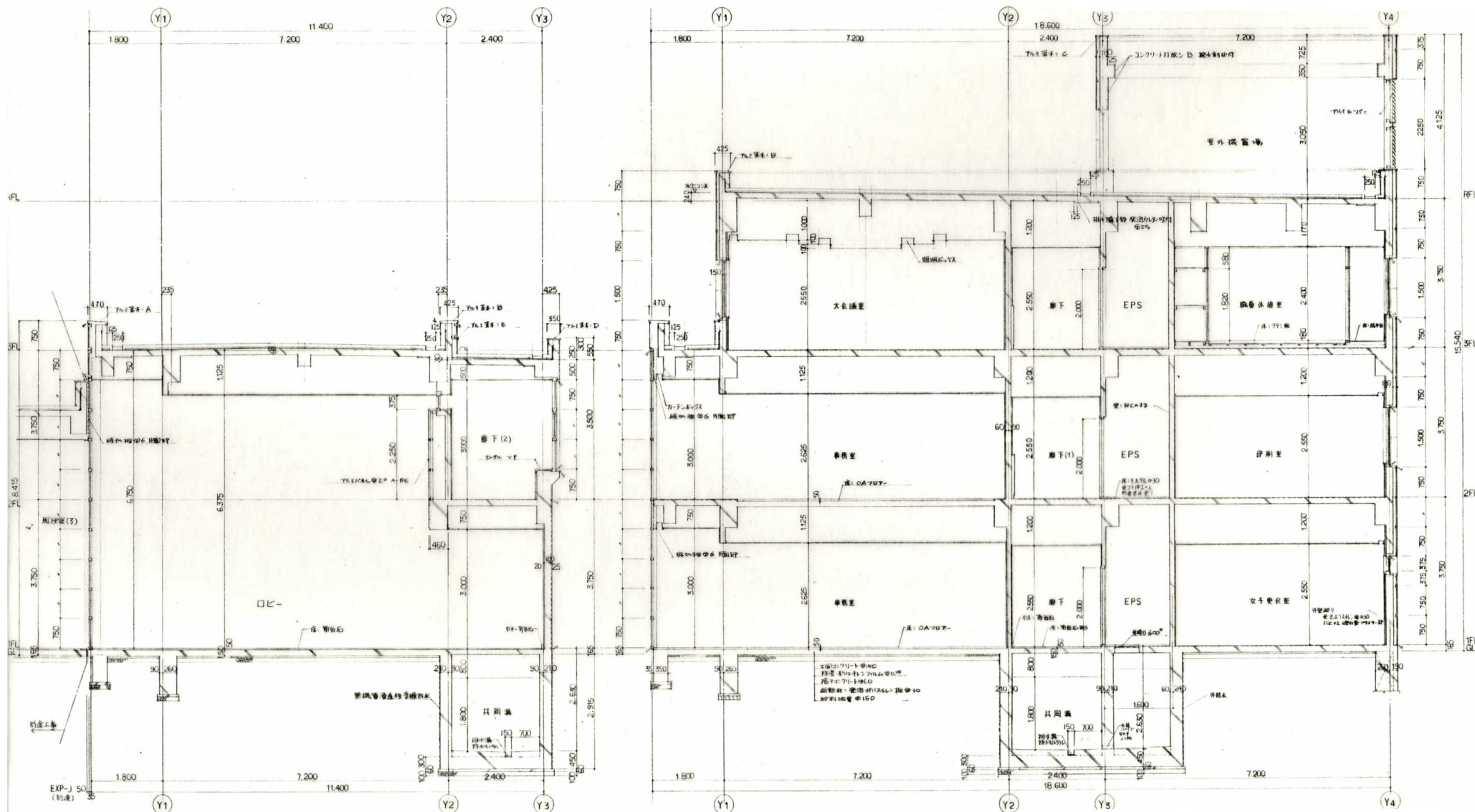
外 部 仕 上 げ		
記 号	項 目	詳 細 (塗 装 に 関 し て は 参 考 工 法)
A	RC打抜き面	水塗り工法、養生、 塗装(ポンプロンホワイトHT-HRG-SR) 打抜き面シーリング撤去、新設
B	RCバルコニー	水塗り工法、養生、 塗装(ポンプロンホワイトHT-HRG-SR) RCバルコニー面シーリング撤去、新設
C	アルミバルコニー開口	水塗り工法、養生、 塗装(ポンプロンホワイトHT-HRG-SR) アルミバルコニー面シーリング撤去、新設
D	アルミバルコニー(南面)	水塗り工法、養生、 塗装(ポンプロンホワイトHT-HRG-SR) アルミバルコニー面シーリング撤去、新設
E	SD、SSD 窓 装	水塗り工法、養生、 塗装(グレナージュ撤去及新材)
F	窓枠の修繕	
G	窓台石	窓台石目地シーリング撤去、新設
H	アルミカーテンウォール	ACRガラス面リペイント撤去、新設
I	EXP.Jのたわみの修繕	たわみの修繕 鳥の巣の撤去
J	アルミバルコニー(南面)の 破損箇所撤去新設	800H+H2(140)2枚
K	スロープ段裏の タイル修撤去新設	下地丸く削削
L	入口花壇のCM打設 鉄骨部塗装	ワイヤーメッシュを敷設すること、
M	アルミ窓枠の パッキン部分全て撤去	水塗り工法、養生、 塗装(ポンプロンホワイトHT-HRG-SR) 窓枠リシーリング撤去、新設
N	底	水塗り工法、養生、 塗装(ポンプロンホワイトHT-HRG-SR) 底面リシーリング撤去新設
	その他	ガラス面リペイント撤去、新設 サッシ、開口部裏リペイント撤去、新設 EXP.J面リシーリング撤去新設
外壁改修工法(参考工法)		参考数量
RC打抜き面ひび割れ処理		300㎡
RCバルコニーひび割れ処理		30㎡
RC打抜き面露筋修繕等の修繕		50㎡
外壁塗装		1635㎡
①工事着手前に請負業者は、外観目録・打設履歴を行い監理員に報告する。 報告書に外観目録・打設履歴のよう施工方法を決定すること。 ②図面・仕様書と一致しない場合は、必ず報告する。 ③時、ACR、SSDは、施工後、清掃する。		
件 別 別	福 井 県 立 大 学	
3 0	第一分画 第二分画 第三分画	
3 0 年 5 月		



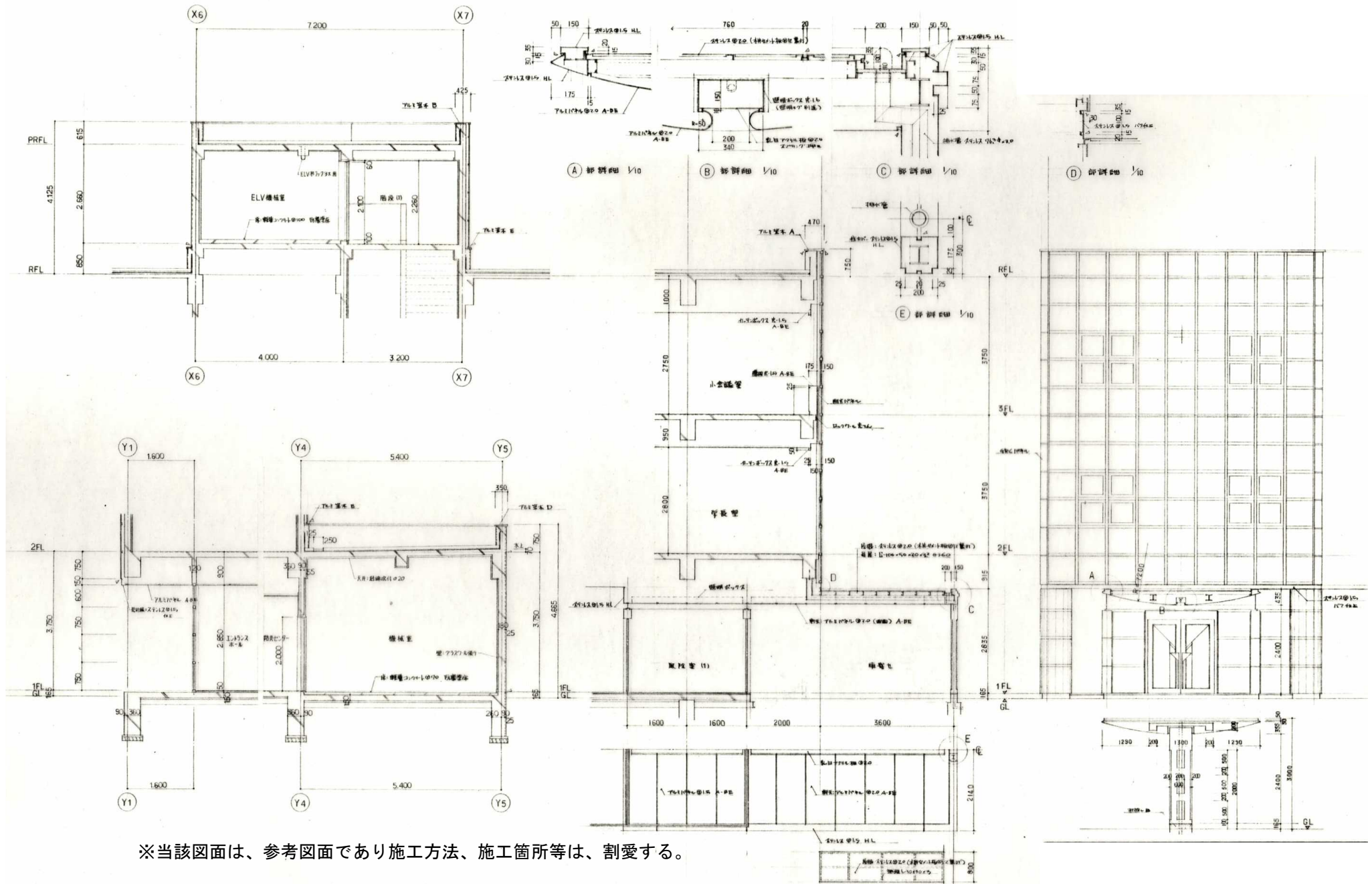


外 部 仕 装		評 価 装 装 に 関 し て は 参 考 工 法
記 号	項 目	
A	和付散し面	水濡い工法、養生、 塗装「ボンドロン」水性AS-GR改修工法 打設直後シーリング撤去、新設
B	GRGパネル面	水濡い工法、養生、 塗装「ボンドロン」水性AS-GR改修工法 打設直後シーリング撤去、新設
C	アルミパネル開口	水濡い工法、養生、 塗装「ボンドロン」水性AS-GR改修工法 打設直後シーリング撤去、新設
D	アルミパネル(曲面)	水濡い工法、養生、 塗装「ボンドロン」水性AS-GR改修工法 打設直後シーリング撤去、新設
E	SIS工法	水濡い工法、養生、 塗装「ボンドロン」水性AS-GR改修工法 打設直後シーリング撤去、新設
F	金ネズミの修繕	
G	窓台石	窓台石目地シーリング撤去、新設
H	アルミカーテンウォール	ACRガラス面リペア撤去、新設
I	EXP-Jのたわみの修繕	鳥の巣の撤去
J	アルミパネル(曲面)の 破損箇所撤去新設	800×400(2枚)
K	スロープ段差の タイル修繕撤去新設	下地共(2箇所)
L	入口土留の和付散し 新設撤去	ワイヤメッシュを敷設すること、
M	アルミパネル面、養生、 パッキン部分まで施工	水濡い工法、養生、 塗装「ボンドロン」水性AS-GR改修工法 打設直後シーリング撤去、新設
N	底	水濡い工法、養生、 塗装「ボンドロン」水性AS-GR改修工法 打設直後シーリング撤去、新設
O	その他	ガラス面リペア撤去、新設 サッシ、開口部周リシーリング撤去、新設 EXP-J面リペア撤去、新設
外壁改修工法(参考工法)		参考数量
RC打散し面ひび割れ処理		300㎡
GRGパネルひび割れ処理		30㎡
RC打散し面腐蝕修繕等の修繕		5㎡
外壁塗装		1635㎡

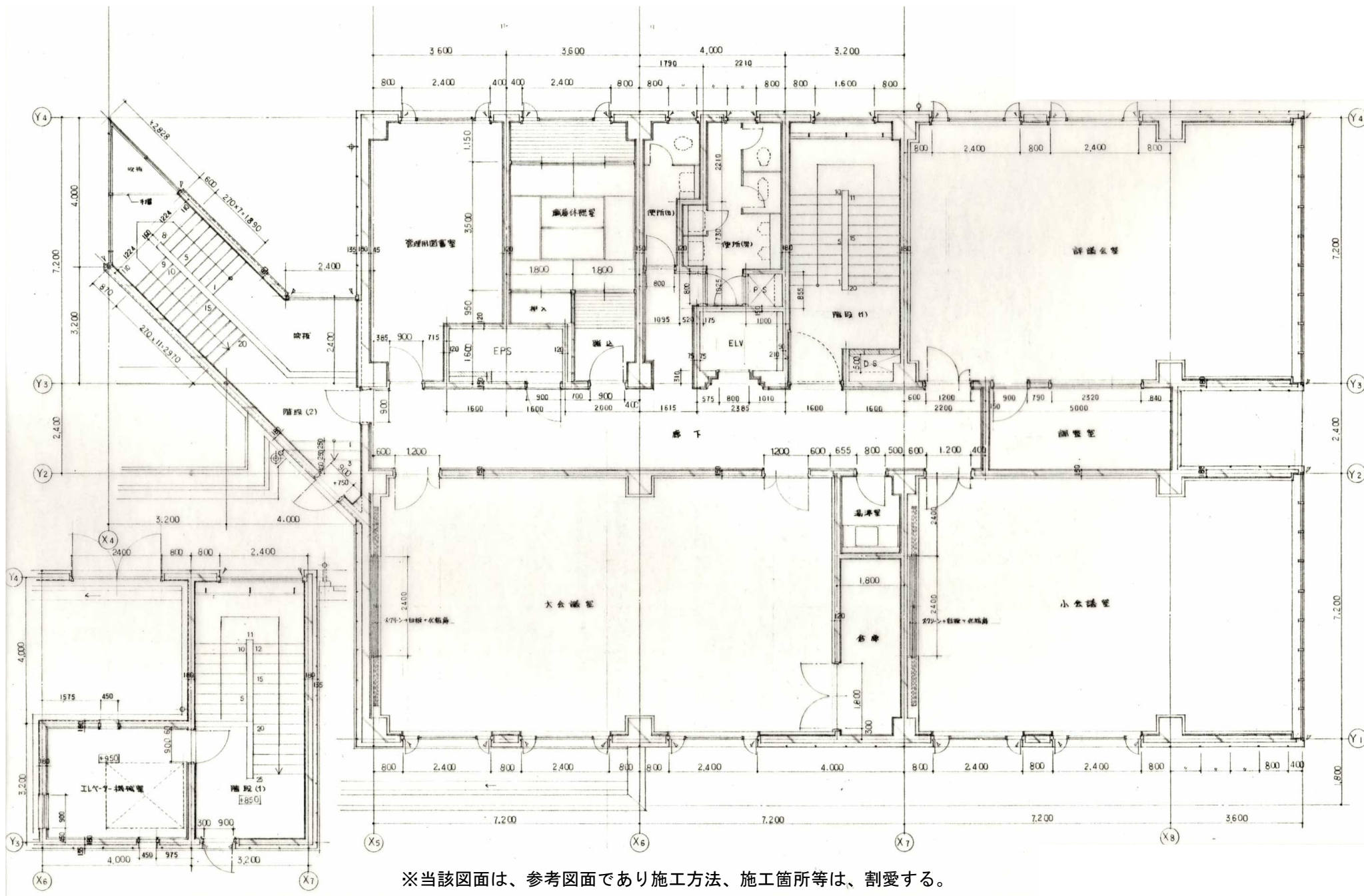
年度別	30	福井県立大学
30年5月	第一分限 第二分限 第三分限	※



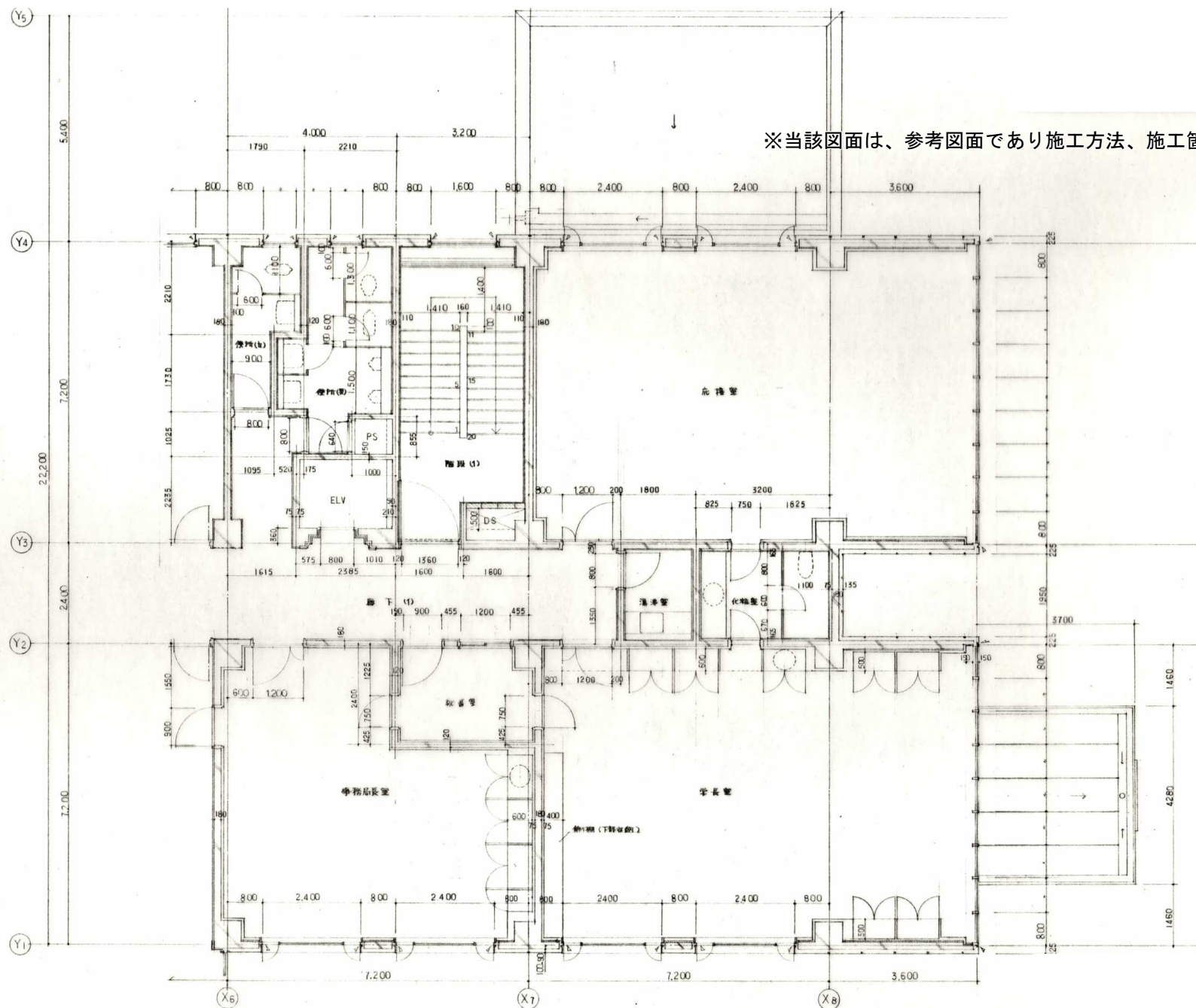
※当該図面は、参考図面であり施工方法、施工箇所等は、割愛する。



※当該図面は、参考図面であり施工方法、施工箇所等は、割愛する。

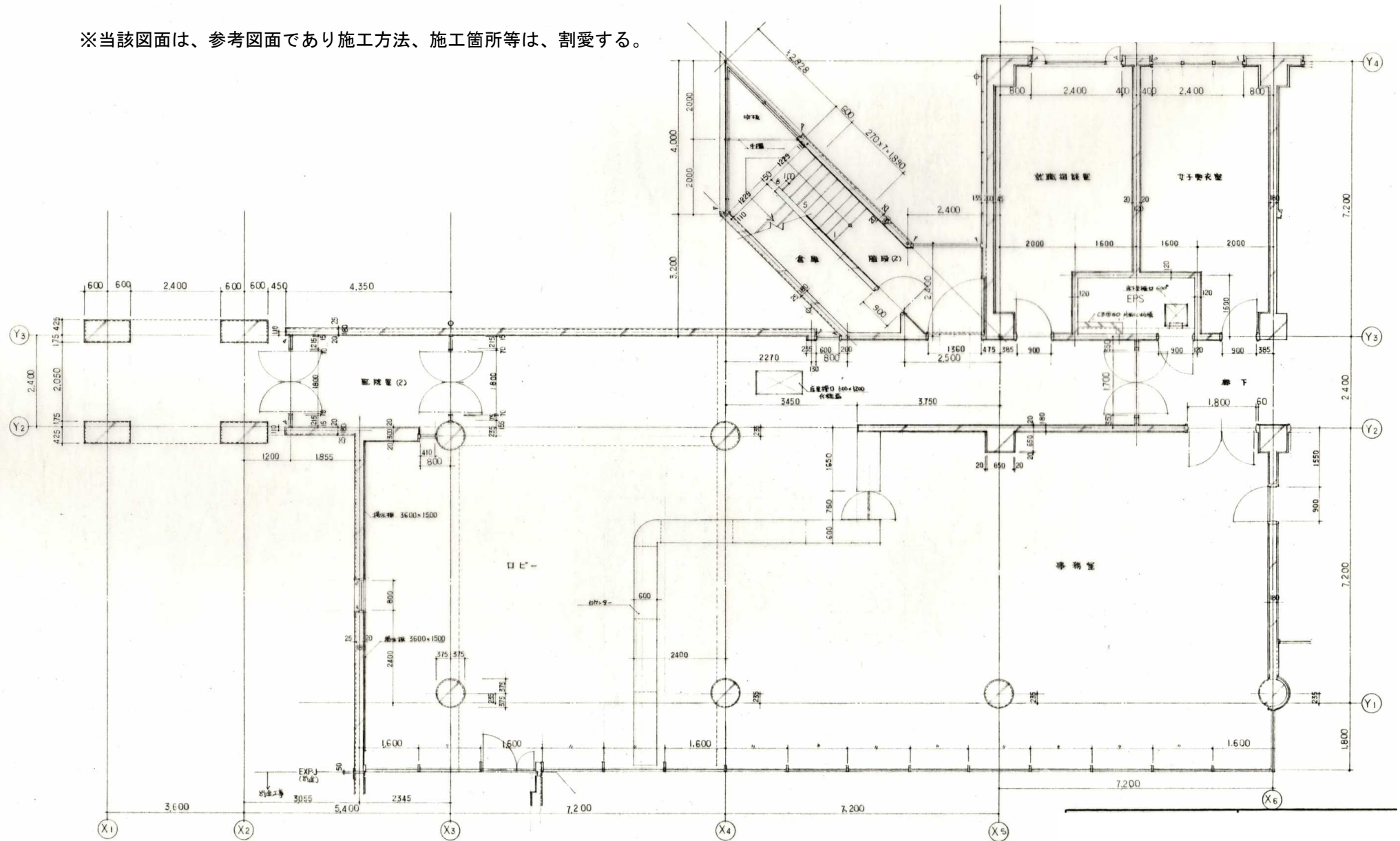


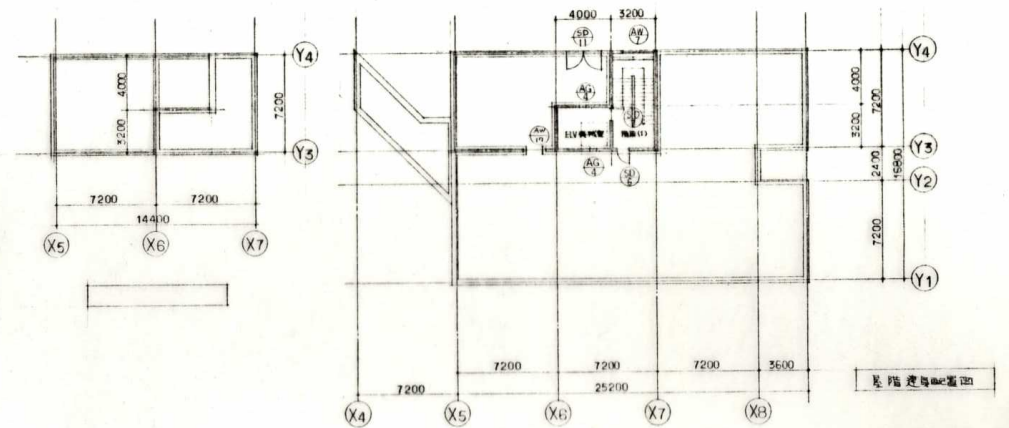
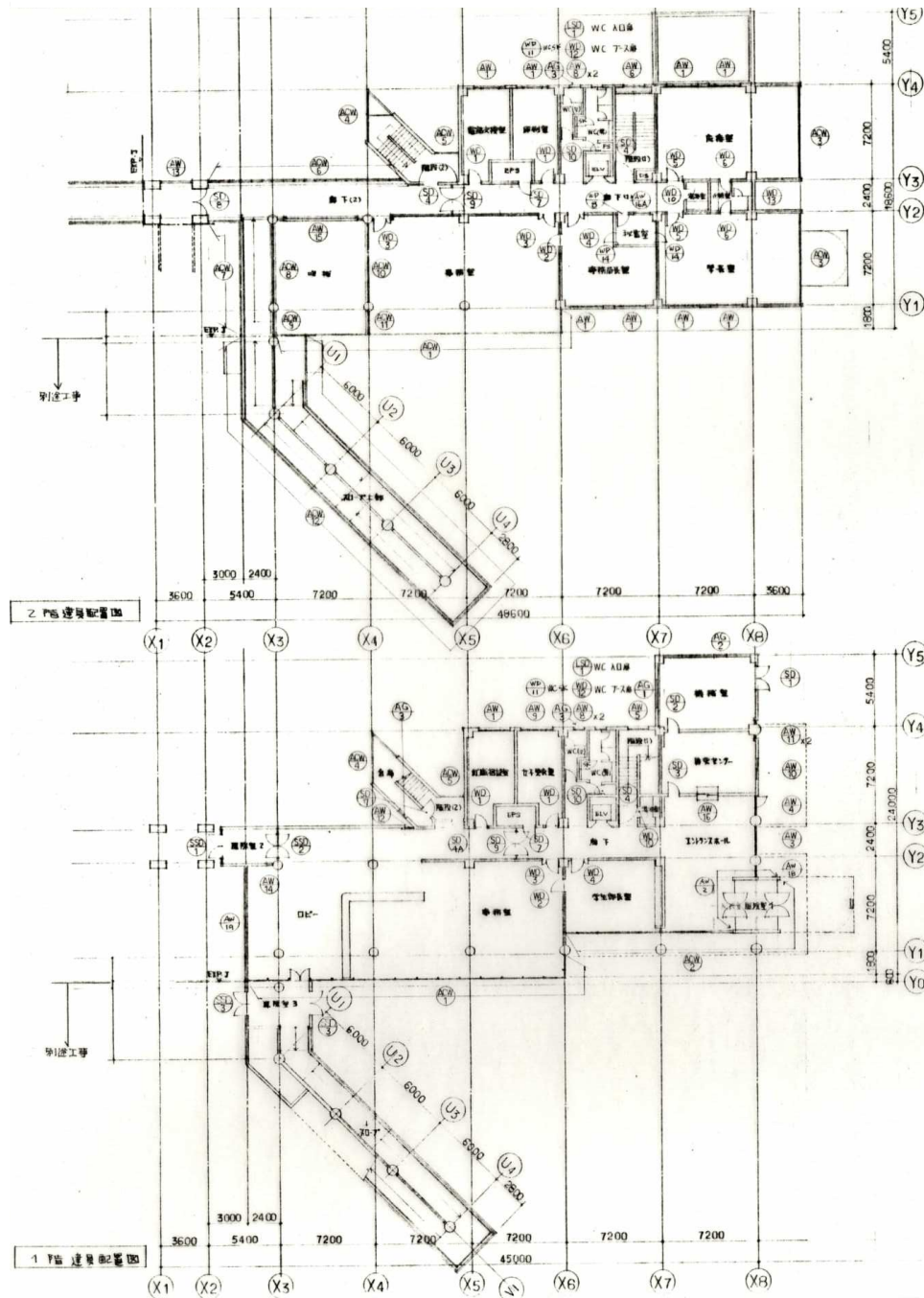
※当該図面は、参考図面であり施工方法、施工箇所等は、割愛する。



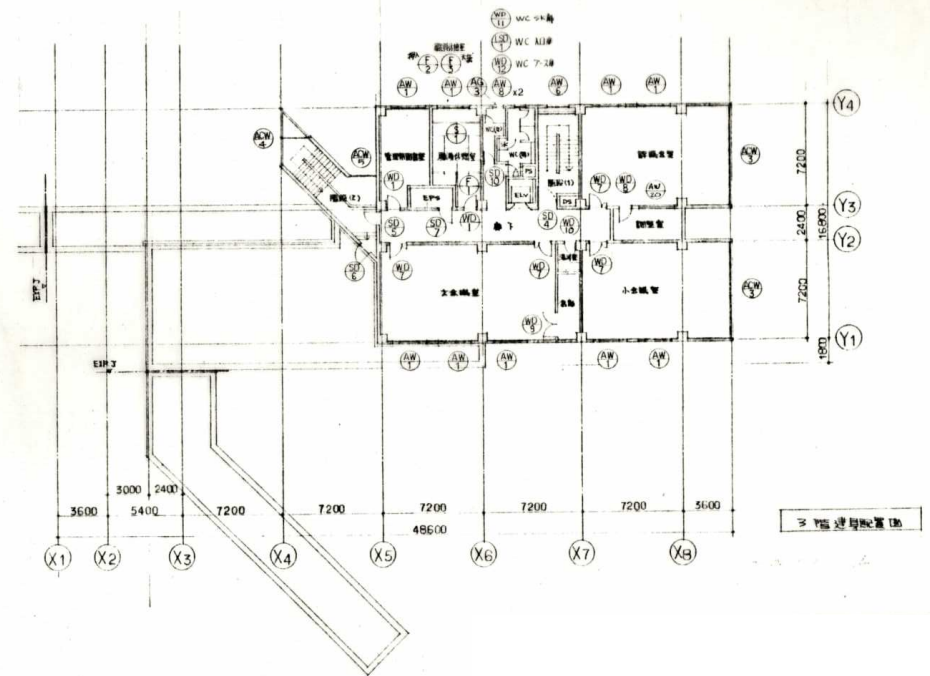
※当該図面は、参考図面であり施工方法、施工箇所等は、割愛する。

※当該図面は、参考図面であり施工方法、施工箇所等は、割愛する。

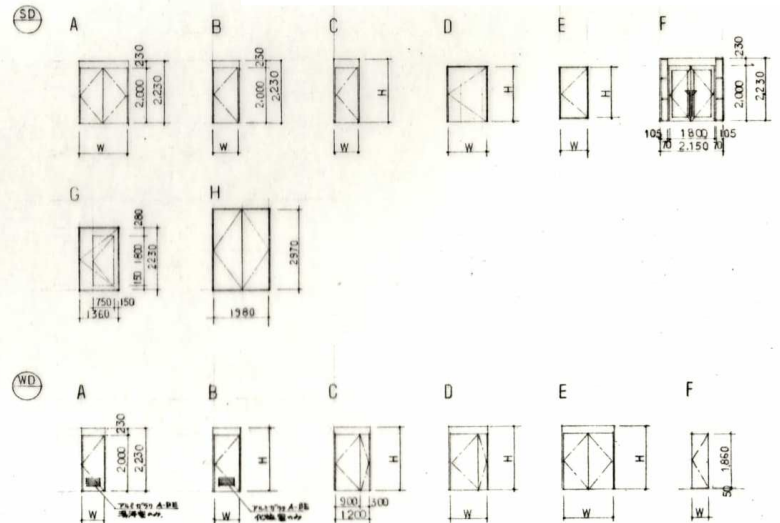




※当該図面は、参考図面であり施工方法、施工箇所等は、割愛する。



符号	型式	取付場所	数量	材質	仕上	寸法	仕様	ガラス	建具金物	その他	備考
SD 1	A	講義室	1	S	OP	1800 2230	40 150 25 S OP SUS				
SD 2	B	図書室	1	S	OP	900 2230	40 240 25 S OP SUS				
SD 3	C	研究室	1	S	OP	900 2230	40 150 25 S OP SUS				
SD 4	D	階段 (1/2)	3	S	OP	1360 2000	40 100 25 S OP SUS				
SD 5	C	階段 (2)	1	S	OP	900 2230	40 240 25 S OP SUS				
SD 6	E	階段 (3)	2	S	OP	900 2000	40 150 25 S OP SUS				
SD 7	E	ELV 機械室	5	S	OP	900 2000	40 150 25 S OP SUS				
SD 8	H	廊下 (2)	1	S	OP	1980 2970	40 100 25 S OP SUS				
SD 9	F	廊下	2	S	OP	2150 2230	40 100 25 S OP SUS FG 5				
SD 10	F	P.S	3	S	OP	640 2000	40 150 25 SUS HL SUS				
SD 11	G	階段 (2)	1	S	OP	1360 2230	40 150 25 S OP SUS				
WD 1	A	女子更衣室	6	W	OP	900 2230	40 210 25 S OP SUS				
WD 2	B	女子更衣室	2	W	OP	900 2230	40 210 25 S OP SUS				
WD 3	C	女子更衣室	3	W	OP	1200 2230	40 210 25 S OP SUS				
WD 4	D	女子更衣室	2	W	OP	1200 2230	40 180 25 S OP SUS				
WD 5	D	女子更衣室	2	W	OP	1200 2230	40 180 25 S OP SUS				
WD 6	B	女子更衣室	2	W	OP	750 2230	40 150 25 S OP SUS				
WD 7	C	女子更衣室	4	W	OP	1200 2230	40 180 25 S OP SUS				
WD 8	A	女子更衣室	2	W	OP	900 2230	40 180 25 S OP SUS				
WD 9	E	女子更衣室	1	W	OP	1800 2230	40 150 25 S OP SUS				
WD 10	A	女子更衣室	3	W	OP	900 2230	40 180 25 S OP SUS				
WD 11	F	女子更衣室	3	W	OP	650 1860	40				
WD 12	F	女子更衣室	12	W	OP	600 1860	40				
WD 13	F	女子更衣室	1	W	OP	600 1860	40				
WD 14	A	女子更衣室	2	W	OP	750 2230	40 150 25 S OP SUS				



※当該図面は、参考図面であり施工方法、施工箇所等は、割愛する。